

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第 1 項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年 6 月25日

【事業年度】 第76期(自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)

【会社名】 東京ボード工業株式会社

【英訳名】 T O K Y O B O A R D I N D U S T R I E S C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 弘之

【本店の所在の場所】 東京都江東区新木場二丁目11番 1 号

【電話番号】 03 - 3522 - 4138

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 尾股 拓彦

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区新木場二丁目11番 1 号

【電話番号】 03 - 3522 - 4138

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 尾股 拓彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月
売上高 (千円)	5,950,589	5,921,658	6,717,582	7,755,647	7,211,868
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	485,938	△ 972,821	△ 2,821,349	△ 3,342,859	△ 2,310,837
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株 主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	217,512	△ 1,402,877	95,702	1,667,087	△ 1,558,504
包括利益 (千円)	291,747	△ 1,327,065	151,252	1,706,552	△ 1,493,074
純資産額 (千円)	5,673,966	4,288,982	4,382,425	6,103,918	4,605,943
総資産額 (千円)	24,950,642	24,310,088	23,849,817	18,798,432	15,181,377
1株当たり純資産額 (円)	2,028.60	1,464.09	1,474.11	2,108.87	1,511.97
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損 失(△) (円)	84.90	△ 547.48	37.35	644.81	△ 601.30
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	-	-	-
自己資本比率 (%)	20.8	15.4	15.8	29.1	25.8
自己資本利益率 (%)	4.3	—	2.5	36.1	-
株価収益率 (倍)	11.6	—	37.5	1.0	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	872,738	△ 13,570	1,146,232	△ 2,040,900	△ 1,846,127
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 5,818,479	△ 6,419,326	44,633	9,264,475	△ 489,356
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	11,288,160	946,765	△ 433,248	△ 6,809,490	△ 85,345
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	8,240,886	2,754,754	3,512,371	3,926,456	1,505,626
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	204 〔 43〕	223 〔 42〕	258 〔 40〕	279 〔 26〕	267 〔 24〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第72期、第74期及び第75期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在していないため記載しておりません。第73期及び第76期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

3. 第73期及び第76期の株価収益率は1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

4. 第73期及び第76期の自己資本利益率は親会社株主に帰属する当期純損失のため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人数であり、〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であり、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

6. 当社は「役員報酬BIP信託」を導入しております。当該信託が所有する当社株式については、連結財務諸表において自己株式として計上しております。このため、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第72期	第73期	第74期	第75期	第76期
決算年月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月
売上高 (千円)	4, 605, 270	4, 530, 608	5, 258, 593	6, 389, 813	5, 942, 600
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	159, 023	△ 1, 245, 142	△ 3, 143, 146	△ 3, 580, 994	△ 2, 573, 516
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	59, 023	△ 1, 515, 682	△ 48, 198	1, 830, 117	△ 1, 679, 635
資本金 (千円)	221, 000	221, 000	221, 000	221, 000	221, 000
発行済株式総数 (株)	3, 660, 369	3, 660, 369	3, 660, 369	3, 660, 369	3, 660, 369
純資産額 (千円)	4, 451, 964	2, 892, 523	2, 774, 291	4, 626, 071	2, 957, 847
総資産額 (千円)	23, 371, 609	22, 532, 447	22, 050, 674	17, 606, 086	13, 763, 100
1株当たり純資産額 (円)	1, 737. 38	1, 128. 84	1, 082. 70	1, 784. 81	1, 141. 18
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	20. 00 (一)	20. 00 (一)	10. 00 (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	23. 04	△ 591. 50	△ 18. 81	707. 87	△ 648. 03
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	-	-	-
自己資本比率 (%)	19. 0	12. 8	12. 6	26. 3	21. 5
自己資本利益率 (%)	1. 3	—	—	49. 5	-
株価収益率 (倍)	42. 8	—	-	0. 9	-
配当性向 (%)	86. 8	—	-	-	-
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人 (名) 員〕	112 〔 14〕	129 〔 12〕	154 〔 13〕	174 〔 11〕	155 〔 8〕
株主総利回り (比較指標: 配当込み (%) TOPIX) (%)	87. 8 (114. 7)	142. 8 (132. 9)	126. 6 (126. 2)	59. 4 (114. 2)	49. 3 (162. 3)
最高株価 (円)	1, 189	1, 780	1, 977	1, 450	655
最低株価 (円)	825	947	801	405	464

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第72期及び第75期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在していないため記載しておりません。第73期、第74期及び第76期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
3. 第73期、第74期及び第76期の株価収益率は1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
4. 第73期、第74期及び第76期の自己資本利益率及び配当性向は当期純損失のため記載しておりません。
5. 第75期及び第76期の1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。
6. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き他社から当社への出向者を含む就業人数であり、〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であり、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
7. 当社は「役員報酬BIP信託」を導入しております。当該信託が所有する当社株式については、財務諸表において自己株式として計上しております。このため、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において当該株式数を控除する自己株式に含めております。また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
8. 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第二部)におけるものであります。

2 【沿革】

当社の前身は、1946年5月に東京都足立区に設立された千住ベニヤ工業有限会社及び1947年5月に島根県簸川郡（現 出雲市）に設立された山陰ベニヤ株式会社に遡ります。両社は西北ベニヤ工業株式会社（現 セイホク株式会社）の資本傘下に入り、同社グループにおいて合板製造を行ってまいりました。現在の当社は、市場環境の変化などを受けて合板からパーティクルボード(※)へ事業転換を図るため、両社及びグループ会社2社を加えた計4社が1983年11月に合併して新たに発足（1983年12月 東京ボード工業株式会社に商号変更）したものであります。

なお、2006年10月には当社経営陣が、議決権の過半数を取得することにより、セイホク株式会社の傘下を離れております。

(※) パーティクルボード：木材の小片（木材チップ）を接着剤と混合し、熱圧成形した木質ボードの一種であります。

合併前の沿革は以下のとおりであります。

①江東プライウッド株式会社

- 1947年5月 島根県簸川郡（現 出雲市）に山林売買及び製材業の山陰ベニヤ株式会社を設立
- 1957年1月 大日本ベニヤ工業株式会社に商号変更と同時に東京都江東区深川加崎町（現 江東区木場）に本店を移転し、単板及び合板の製造業に事業変更
- 1975年3月 東京都の木場地区移転計画に基づき東京都江東区新木場に工場用地（現 新木場リサイクリング工場）を取得
- 1977年6月 太洋プライウッド株式会社との合併により西北ベニヤ工業株式会社（現 セイホク株式会社）のグループ会社となるとともに、江東プライウッド株式会社に商号変更

②千住プライウッド株式会社

- 1946年5月 東京都足立区に単板及び合板製造業の千住ベニヤ工業有限会社を設立（1947年9月 株式会社に組織変更）
- 1957年5月 東京都荒川区に荒川工場を新設
- 1961年1月 千住プライウッド株式会社に商号変更
- 1961年7月 埼玉県八潮市に埼玉工場を新設
- 1968年1月 西北ベニヤ工業株式会社（現 セイホク株式会社）のグループ会社となる
- 1975年4月 足立工場を閉鎖

③荒川プライウッド株式会社

- 1969年10月 東京都荒川区に合板製造業の荒川プライウッド株式会社を設立

④東京アイディアルウッド株式会社

- 1970年5月 埼玉工場の建材部門を分離し、合板製造、加工の東京アイディアルウッド株式会社を設立

○存続会社

江東プライウッド株式会社
設立(1947年5月7日)

○消滅会社

千住プライウッド株式会社
設立(1946年5月2日)

荒川プライウッド株式会社
設立(1969年10月6日)

東京アイディアルウッド株式会社
設立(1970年5月12日)

東京ボード工業株式会社
合併・所在地変更(1983年11月1日)
商号変更(1983年12月20日)

→ 現在に至る

合併後の当社グループの沿革は、次のとおりであります。

年 月	概 要
1983年11月	合板からパーティクルボードへの事業転換を図ることを目的に、西北ベニヤ工業株式会社（現 セイホク株式会社）のグループ会社である江東プライウッド株式会社、千住プライウッド株式会社、荒川プライウッド株式会社及び東京アイディアルウッド株式会社の4社が合併して新たに発足（存続会社：江東プライウッド株式会社）
1983年12月	東京ボード工業株式会社に商号変更 東京都環境影響評価条例に基づき、東京都で民間第一号の環境影響評価を受け、東京都江東区新木場にパーティクルボード工場（現 新木場リサイクリング工場）を新設
1984年 1 月	本店を東京都江東区より東京都文京区に移転
1984年 3 月	荒川工場（東京都荒川区町屋）を閉鎖 パーティクルボードの製造開始
1989年 3 月	パーティクルボードの二次加工を目的として、東京都江東区に有限会社ボード加工を設立（当社50%出資）（2007年 3 月 株式会社に組織変更）
1990年 8 月	パーティクルボードのJISマーク認証を取得
1991年 6 月	新木場工場（現 新木場リサイクリング工場）において「産業廃棄物処分業許可」を取得し、木質廃棄物を受入れ、木材チップに破碎し、パーティクルボードとしてリサイクルする自社一貫生産体制を確立
1991年10月	新木場工場（現 新木場リサイクリング工場）にて「一般廃棄物処分業許可」を取得
1994年 3 月	宮城県石巻市西浜町に単板を製造する石巻単板工場を新設（2009年 3 月閉鎖）
1997年 4 月	産業廃棄物の収集運搬業（関東圏）及び一般貨物運送業を目的として、埼玉県八潮市にティー・ビー・ロジスティックス有限会社を設立（当社27.9%出資）（現 連結子会社）（2007年 3 月株式会社に組織変更）
1999年11月	東京都足立区梅田に商業施設ショッピングタウン「カリブ梅島」を開業
2000年 3 月	有限会社ボード加工が東京都江東区より埼玉県八潮市に移転
2004年 2 月	木質廃棄物から木材チップを製造する産業廃棄物処分業の横浜エコロジー株式会社を横浜市金沢区に設立（ティー・ビー・ロジスティックス有限会社51%出資）（現 連結子会社）
2004年 5 月	商業施設の管理運営を目的として、東京都江東区に株式会社ワンダーワークス（現 株式会社カリブ）を設立（ティー・ビー・ロジスティックス有限会社50%出資）（現 連結子会社）
2005年11月	横浜エコロジー株式会社 横浜チップ工場において「産業廃棄物処分業許可」を取得し、木材チップの製造開始
2006年12月	産業廃棄物収集運搬業（関西圏）及び一般貨物運送業を目的として、奈良県奈良市にT B 関西物流株式会社を設立（ティー・ビー・ロジスティックス有限会社100%出資）（現 連結子会社）
2007年 3 月	当社がティー・ビー・ロジスティックス有限会社、株式会社ワンダーワークス（現 株式会社カリブ）をと共に完全子会社化
2007年 6 月	当社本店を東京都文京区より東京都江東区に移転
2008年 2 月	当社が株式会社ボード加工（旧 有限会社ボード加工）を完全子会社化（2009年 6 月に吸収合併）
2008年 6 月	株式会社ワンダーワークスが株式会社カリブに商号変更し、本店を東京都江東区から東京都足立区に移転
2008年10月	当社が単板及び合板の製造販売を行う株式会社マルヒ（本店：東京都江東区）を買収（2010年 3 月に吸収合併）
2014年12月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
2017年10月	佐倉工場（千葉県佐倉市）竣工、パーティクルボードの製造開始
2018年 7 月	佐倉工場にて構造用パーティクルボードJISマーク認証取得

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社4社（ティー・ビー・ロジスティックス株式会社、T B 関西物流株式会社、横浜エコロジー株式会社、株式会社カリブ）の計5社で構成されており、「リサイクルリングで地球環境の未来を創る」の経営理念のもと、建設業、物流業及び廃棄物の中間処理業者より排出される木質廃棄物を自社にて処理を行い、原材料として再資源化し、住宅用建材とするパーティクルボード「E・V・Aボード」を製造及び販売を通じ、地球環境への負荷を低減することを目的とした循環型木材環境ソリューション事業を主要な事業としております。

なお、当社グループの事業セグメントは、木材環境ソリューション事業及びその他の事業であります。その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、当連結会計年度より、セグメント別の記載を省略しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に記載のとおりであります。

当社グループの事業における当社及び子会社の位置付け及び各事業の内容は、次のとおりであります。

事業	会社名
木材環境ソリューション事業	当社 ティー・ビー・ロジスティックス株式会社 T B 関西物流株式会社 横浜エコロジー株式会社
その他	当社 株式会社カリブ

(1) 木材環境ソリューション事業

（製造）

パーティクルボードとは、木材の小片（木材チップ）を接着剤と混合し、熱圧成形した木質ボードであります。JIS規格の寸法や性能によって様々な種類及び用途があります。

このうち当社では、主力商品であるマンションの二重床（※）の床下地材として使われるパーティクルボードに加えて、佐倉工場にて構造用パーティクルボード「壁武者」及び、複合フロア材の基板となるフロア板用パーティクルボードの製造を開始し、また、体育館などの文教施設、家具や木工などに使われるパーティクルボードを製造しております。

なお、製造及び加工におきましては、「人にやさしい」住宅部材を目指し、ホルムアルデヒド等級の最上位規格であるF☆☆☆☆の性能を実現するため、低ホルムアルデヒドの接着剤などを使用しております。

原材料となる木材チップは、木質廃棄物を加工して自社で製造しております。当社グループ内で、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬及び処理業の許可を取得し、子会社を通じて収集、もしくは排出事業者から直接持ち込まれる木質廃棄物を、新木場リサイクルリング工場、埼玉工場、及び横浜チップ工場（子会社「横浜エコロジー株式会社」）において木材チップへと加工しております。特に、新木場リサイクルリング工場における木質廃棄物の回収は、東京都23区内に存在する「近距離にある木質廃棄物の受入場所」として、大手ゼネコンや工務店などの排出事業者より利便性が高いとの評価を得ており、パーティクルボードの原材料である木材チップをほとんど購入することなく調達できることが当社の強みとなっております。

（収集運搬）

子会社「ティー・ビー・ロジスティックス株式会社」及び「T B 関西物流株式会社」は、排出事業者である大手ゼネコンや工務店などの建設現場から木質廃棄物の収集を行い、当社の新木場リサイクルリング工場、埼玉工場及び子会社「横浜エコロジー株式会社」の横浜チップ工場へ運搬しております。

また、運搬された木質廃棄物は、各工場において直ちに加工され木材チップとして再資源化されますが、埼玉工場及び横浜チップ工場で再資源化された木材チップは、新木場リサイクルリング工場及び佐倉工場へ「ティー・ビー・ロジスティックス株式会社」を通じて運搬され、パーティクルボードとして生まれ変わり、再び「ティー・ビー・ロジスティックス株式会社」及び「T B 関西物流株式会社」またはその他の運送会社によって建設現場や販売先の倉庫などに納品されております。なお、新木場リサイクルリング工場で再資源化された木材チップの一部は佐

倉工場へ運搬されております。

以上の流れにより、当社グループでは、木質廃棄物の回収、木材チップへの加工、パーティクルボードの製造及び製品の納入までをグループ内で行う一貫体制を構築しております。

特に、製品の納入を行ったトラックの帰り便においては、木質廃棄物の回収を行う効率的な運用を実現しており、原材料の調達から製造販売までを「木材リサイクルのプロセスを一つの輪として完結させる」木材環境ソリューション事業として、枯渇資源の有効利用と環境負荷の低減により、循環型社会の構築という社会的要請に応えるよう努力しております。

(※)二重床：コンクリート床に支持脚を立て、パーティクルボードで下地（置床）を作った上にフローリングなど仕上材を貼付する工法です。コンクリート床に仕上材を直接貼付する直接工法に比べ遮音性、衝撃吸収性、断熱性及びバリアフリー対応などに優れているとされています。

(主な関係会社)

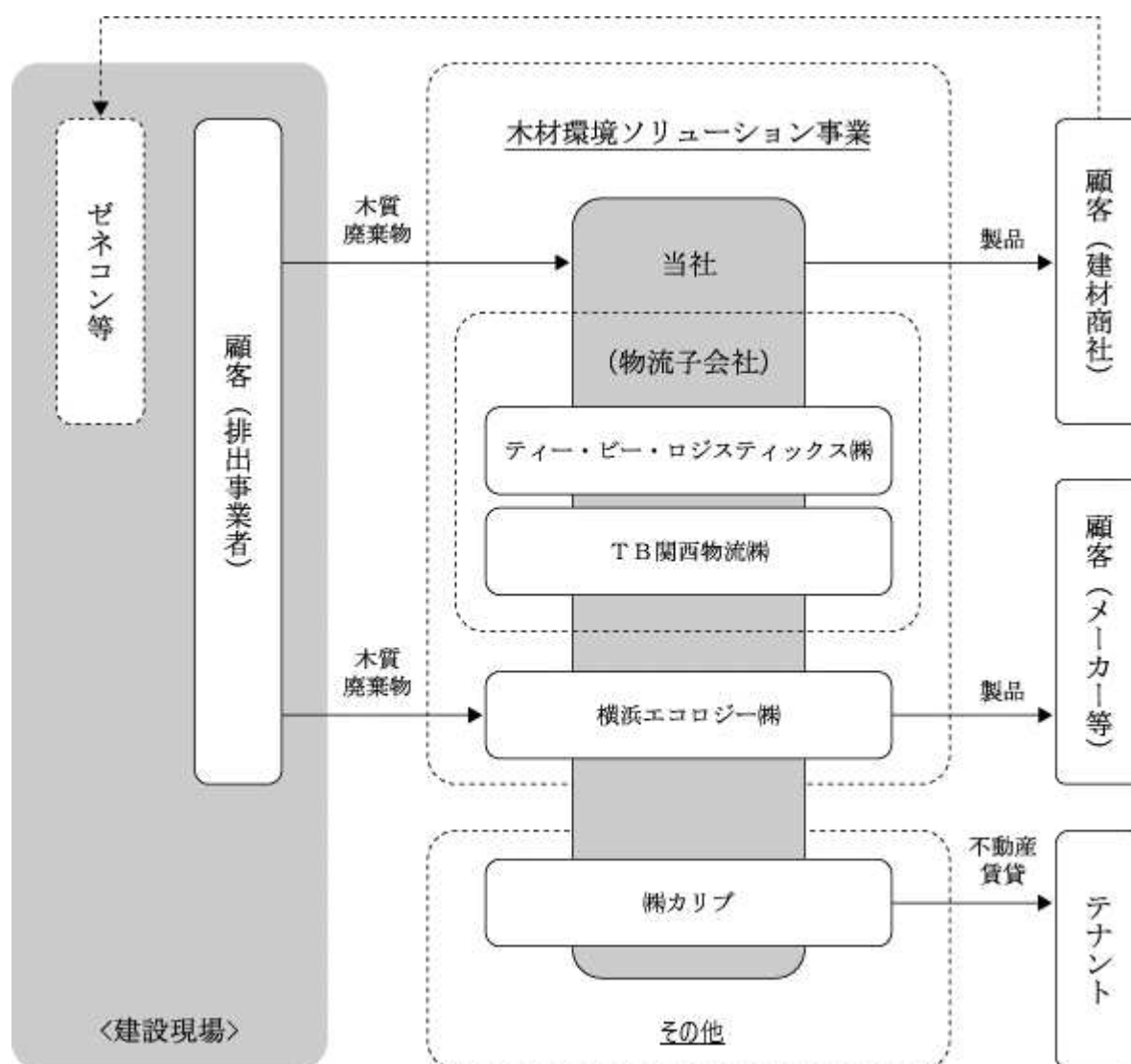
当社、ティー・ビー・ロジスティックス株式会社、ＴＢ関西物流株式会社、横浜エコロジー株式会社

(2) その他

東京都足立区梅田にて、ショッピングタウン「カリブ梅島」として施設の管理運営をしております。

(主な関係会社) 当社、株式会社カリブ

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ティー・ビー・ロジス ティックス株式会社	埼玉県八潮市	12,000	木質廃棄物 の収集運搬	100.0	木質廃棄物、木材チップの収集運搬及び当社製品の配送。 従業員の出向 役員の兼任 2名
(連結子会社) T B 関西物流株式会社	奈良県奈良市	13,000	木質廃棄物 の収集運搬	100.0 〔100.0〕	木質廃棄物の収集運搬及び当社製品の配送。 従業員の出向 役員の兼任 無
(連結子会社) 横浜エコロジー株式会社 (注) 2	神奈川県横浜市 金沢区	10,000	木質廃棄物 の中間処理	51.0 〔51.0〕	原材料の木材チップの一部を仕入れております。 従業員の出向 役員の兼任 2名
(連結子会社) 株式会社カリブ	東京都足立区	10,000	ショッピング施設の管理運営	100.0	当社が商業施設の建物を貸与しております。 当社が保証金を受入れております。 従業員の出向 役員の兼任 2名

- (注) 1. 当社グループは、木材環境ソリューション事業の単一セグメントであるため、「主要な事業の内容」欄には、主要なサービスの内容を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 「議決権の所有割合」欄の〔内数〕は間接所有割合であります。
4. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
木材環境ソリューション事業	253 [12]
その他	14 [12]
合計	267 [24]

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であり、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

2. その他は、その他の事業及び管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
155	44.8	9.3	4,770

セグメントの名称	従業員数(名)
木材環境ソリューション事業	143 [8]
その他	12 [0]
合計	155 [8]

(注) 1. 従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であり、〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であり、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. その他は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社及び各子会社において、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「リサイクルで地球環境の未来を創る」の経営理念のもと、木質廃棄物のマテリアルリサイクルを通じて、二酸化炭素の放出削減と炭素の固定量を増やし、地球温暖化改善をお客様とともに取り組むことにより、循環型社会の構築を目指してまいります。また、製造業として開発・製造・販売のプロセスの効率化を促進し、また廃棄物処理業としてより広範囲なマテリアルリサイクルの実現化を目指してまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、主に新木場リサイクル工場等で廃木材より生産されるチップを原料として、次工程である佐倉工場等においてパーティクルボード（以下「P B」という）を製造しております。このP B製品を効率的に製造し、建材商社等へ継続的に販売することで高い工場稼働率を維持し、廃棄される使用済みP Bや他木材製品を再原料化し、再びP B製造を可能にするというリサイクルにより、磐石な収益モデルを確立し、競争優位の源泉としております。またグループ各社では、この資源循環を実行するための物流機能をもった一般貨物運送事業及び廃棄物の収集運搬事業を展開しております。現在はその磐石な収益モデル構築に未だ時間掛かっている状況です。

2021年3月期よりS D G sへの取り組みを開始し、顧客のご要望にお応えするとともに、木質廃棄物の確保及び新商品・長尺構造用パネルの「壁武者」等の販売を増やしていく為に更なる新規顧客開拓を行ってまいります。また、新設住宅着工戸数60万戸台に向け、多品目生産が可能な佐倉工場の稼働率を上げ、石化製品である接着剤の使用量削減等の環境負荷低減とコストダウンにも取り組んでまいります。引き続き、製品開発や従業員の育成に努め、株主や顧客をはじめとしたステークホルダーの皆様とともに経営理念を追求し、地球温暖化改善をより一層進め、社会に貢献してまいります。

(3) 中長期的な経営指標

当社グループは現在、経営理念達成及び企業発展のため、佐倉工場へ大規模な投資をしております。その資本効率及び投資回収等を測る指標として「R O A」「E B I T D A」を重視しております。

なお、中長期的な具体的な経営指標数値は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり現時点では合理的に算出することが困難であるため、未定とさせていただきます。

(4) 経営環境及び優先的に対処すべき課題

当社グループが事業の主体を置く住宅市場においては2020年度の新設住宅着工戸数が81万2千戸（前年比8.1%減）となり戸建・マンション等全ての利用分野で減少となり厳しい状況が続いております。加えて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、急激な経済停滞を余儀なくされ、新設住宅着工戸数は更に大幅に減少するものと予測されます。また集中豪雨等、毎年の様に起こる自然災害の観点からもより不透明な状況下にあります。

当社グループとしてはこの様な状況の中、経済環境の変化に対応すべく、以下の課題に取り組み、業績を改善させることにより、より一層の地球温暖化改善を進め企業体質の強化及び企業価値の向上に努めて参ります。

- ① 循環型社会構築への取り組み
- ② 従業員の意欲、能力の向上
- ③ 働き方改革の推進
- ④ 収益構造の改善
- ⑤ 研究開発及び従事する人材の確保と育成
- ⑥ 木質廃棄物の確保
- ⑦ 財務情報の信頼性の確保するための体制強化
- ⑧ 安全に関する取組
- ⑨ コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの充実

(5) 決算・財務報告プロセスに係る内部統制の強化・徹底

当社及び子会社すべての役職員に対し内部統制の重要性の理解を促し、財務諸表に係る内部統制が効率的に運用

される社内体制を整備するとともに、その有効性を適切に評価してまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは以下の通りであります。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対処に努める方針であります。

なお、以下の記載内容は当社グループにおける事業場のリスク全てを網羅しているものではありません。また、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 新設住宅着工戸数が業績に与える影響について

当社グループの業績は、新設住宅着工戸数に大きく影響を受けます。当社グループの製品は、集合住宅やマンションの新設着工数に、床材が影響され、また新製品「壁武者」も戸建住宅の新設着工に影響を受けます、コロナ感染拡大防止の影響下でなくとも、新設住宅着工戸数が大幅に減少するような状況が生じた場合には、当社グループ業績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは、新設住宅着工戸数が影響する割合を減らすべく、非住宅への製品拡販及び、廃棄物処理事業や一般貨物運送事業にも力を入れ、リスク分散に努めております。

(2) 有利子負債への依存と財務制限条項について

当社グループは佐倉工場の建築費用を複数の金融機関から借入金により調達しており、当連結会計年度末の有利子負債の残高は7,928,835千円で、総資産の52.2%にあたります。一部借入金につきましては財務制限条項がありますが、すべての関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。当社グループといたしましては、安定的な収益向上に努めるとともに、当該金融機関と緊密な関係を維持し、継続的な支援をいただけるよう定期的に協議を行ってまいります。

(3) 木質廃棄物の確保について

当社グループの主力製品のE・V・Aボードは、木質廃棄物が主たる原材料であります。本書提出現在、新型コロナウイルス感染拡大防止策等の影響下、経済活動の停滞により廃木材の集荷は減少しております。想定する廃木材確保が困難となった場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループといたしましては、木質以外の廃棄物との同時運搬や更なる運送効率を上げて、より多くの廃木材回収を確保致すよう努めております。

(4) 為替変動により原油価格上昇と接着剤原料について

E・V・Aボードの原材料の一つである接着剤原料は、安定した取引先より供給されておりますが、為替の変動や産地情勢の影響にて原油価格等が高騰し仕入価格が上昇する場合があります。接着剤の原価価格上昇を販売価格に転嫁できない場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループといたしましては、製造は勿論、運搬等にも大きく影響するため、接着剤使用料の削減や、新規接着剤の開発及び燃費効率の良い運搬車や運転技術等の講習をおこなって、影響を最小限にできる様努めております。

(5) 自然災害等について

地震や台風等の自然災害や火災等の事故により、当社グループの生産拠点等の設備が大きな被害を被る可能性があります。具体的には、生産活動の停止や出荷の遅延による売上高の大幅な減少、生産拠点の修復に係る多額の費用抛、サプライチェーンの寸断による経済活動の低迷が想定されます。当社グループといたしましては、BCPの観点からも被害の最小化及び事業継続体制の強化をはかってまいります。

(6) 新型コロナウイルス感染拡大の影響について

当社グループは新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済活動低迷による製品出荷の減少及び木質廃棄物集荷の減少等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループといたしましては、感染症拡大の予防策として、グループ内の従業員とご家族に向けた感染防止策を作成し、役員及び従業員に周知徹底しております。また政府及び地方自治体からの要請は勿論のこと、状況変化に臨機応変に対応し、従業員の命の問題として取組み、不要不急の外出の自粛・在宅勤務及びテレワークの投資及び推進や時差通勤等の感染防止に努めております。

(7) 法的規制等について

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

当社グループは、E・V・Aボードの原材料調達を目的に木質廃棄物を収集運搬して、木材チップに破砕（中間処理）しております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という）に基づく産業廃棄物収集運搬業（ティー・ビー・ロジスティクス株式会社・TB関西物流株式会社）並びに産業廃棄物処分業（当社・横浜エコロジ株式会社）の事業許可を各都府県知事から取得しております。

また、下記表記載以外にも収集運搬過程では道路運送車両法や自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法等、処分過程においては労働安全衛生法、環境保全やリサイクルに関する諸法令等による規制を受けております。当社グループといたしましては、関連する職種の従業員等に、廃掃法の教育を徹底しコンプライアンスに努めております。

（主要な法的規制）

対象	法令等名	監督官庁	法的規制の内容
収集運搬 （積替保管含む）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	産業廃棄物の収集運搬に関する許可基準、運搬及び保管、委託契約、マニフェストに関する基準が定められております。
中間処理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	産業廃棄物の中間処理に関する許可基準、処理及び保管、委託契約、マニフェストに関する基準が定められております。

（主要な行政指導）

対象	監督官庁	行政指導	行政指導の概要
施設の設置及び維持管理	各自治体	施設の設置及び維持管理の指導要綱	廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する基準が定められております。
県外廃棄物規制	各自治体	県外廃棄物の指導要綱	県外からの廃棄物の流入規制に関する基準が定められております。

「廃掃法」は、1997年及び2000年に大幅な改正が行われましたが、その後も2003年以降毎年のように改正され、廃棄物排出事業者責任や処理委託基準、不適正処理に対する罰則などの規制が強化されております。特に2010年の改正では、廃棄物排出事業者責任の強化のための規定が多数追加されたことに伴い、廃棄物排出事業者による処理業者に対する監視も厳しくなっております。

また、2000年6月には「循環型社会形成推進基本法」が制定され、廃棄物を再生可能な有効資源として再利用すべくリサイクル推進のための法律が施行されております。当社グループの事業に係る「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」など各産業、素材別のリサイクル関係法令が整備されております。更に、環境問題に対する世界的な関心も高まり、廃棄物の再生資源としての循環的利用、環境負荷の低減に対する社会的ニーズが高まっております。当社グループは、法的規制の改正などは当社経営方針とマッチしており、積極的に廃棄物の再資源化事業に投資を行ってまいりますが、今後の法的規制及び行政指導の動向によっては経営成績に影響を与える可能性があります。当社グループといたしましては、法改正の情報をいち早く入手し体制を整えると共に、積極的に法改正をビジネスチャンスとしてとらえ新しい循環型社会の構築の模索に努めてまいります。

イ．許可の更新、範囲の変更及び新規取得について

当社グループの木材チップ製造である産業廃棄物処理業は、各都府県知事の許可が必要であり、事業許可は有効期限が５年間で（優良産業廃棄物処理業者認定制度による優良認定を受けた場合は７年間で、事業継続には許可の更新が必要となります。また、事業範囲の変更及び他地域での事業開始、処理施設の新設・増設に関しても許可が必要となっております。当社グループのこれらに関する申請が廃棄物処理法第十四条第５項または第10項の基準等に適合していると認められない場合は、申請が不許可処分とされ、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、廃掃法第十四条第３項及び８項において、「更新の申請があった場合において、許可の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する」旨規定されております。

ロ．事業活動の停止および取消し要件について

廃掃法には事業の許可の停止要件（廃掃法第十四条の三）並びに許可の取消し要件（廃掃法第十四条の三の二）が定められております。不法投棄、マニフェスト虚偽記載等の違反行為、処理施設基準の違反、申請者の欠格要件（廃掃法第十四条第５項第２号）等に関しては事業の停止命令あるいは許可の取消しという行政処分が下される恐れがあります。当社グループは、現在において当該要件や基準に抵触するような事由は発生しておりませんが、万が一、当該要件や基準に抵触することがあれば、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループといたしましては、イ）ロ）共にコンプライアンスの徹底を図ることで優良認定を継続し事業許可停止を防止できるよう努めております。

（東京ボード工業株式会社）

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許可番号	有効期限
1991年６月14日	産業廃棄物処分業	東京都	中間処理	第01320012468号	2025年６月13日
1993年12月10日	産業廃棄物処分業	埼玉県	中間処理	第01120012468号	2025年12月９日

（注）法令違反の要件及び主な許可停止、取消事由については以下のとおりであります。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

- 第十四条の三　都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 一

違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- 二

その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第五項第一号又は第十項第一号に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 三

第十四条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。
- 第十四条の三の二　都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。
- 一

第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号八若しくは二（第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロ若しくはへに該当するに至ったとき。
- 二

第十四条第五項第二号八からホまで（同号イ（第七条第五項第四号八若しくは二（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロに係るものに限る。）に該当するに至ったとき。
- 三

第十四条第五項第二号ハからホまで（同号イ（第七条第五項第四号二に係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったとき。
- 四

第十四条第五項第二号イ又は八からホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。
- 五

前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
- 六

不正の手段により第十四条第一項若しくは第六項の許可（同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。）又は第十四条の二第一項の変更の許可を受けたとき。
- 2

都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

（横浜エコロジー株式会社）

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許可番号	有効期限
------	---------	-------	---------	------	------

2005年11月1日	産業廃棄物処分業	横浜市	中間処理	第05620122518号	2024年7月31日
------------	----------	-----	------	---------------	------------

(注) 法令違反の要件及び主な停止、取消事由については東京ボード工業(株)の廃棄物処理業の記載内容と同様であります。

(ティー・ビー・ロジスティックス株式会社)

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許可番号	有効期限
1998年5月22日	産業廃棄物収集運搬業	東京都	収集・運搬	第1300053819号	2022年5月21日
1998年6月1日	産業廃棄物収集運搬業	千葉県	収集・運搬	第01200053819号	2022年5月31日
1998年6月16日	産業廃棄物収集運搬業	埼玉県	収集・運搬	第01107053819号	2022年6月15日
2000年5月11日	産業廃棄物収集運搬業	神奈川県	収集・運搬	第01402053819号	2024年5月10日
1998年6月1日	産業廃棄物収集運搬業	茨城県	収集・運搬	第00801053819号	2022年5月31日
1998年8月17日	産業廃棄物収集運搬業	栃木県	収集・運搬	第00900053819号	2022年8月16日
1999年3月26日	産業廃棄物収集運搬業	山梨県	収集・運搬	第01900053819号	2023年3月25日
2000年1月4日	産業廃棄物収集運搬業	群馬県	収集・運搬	第01000053819号	2024年1月3日
2000年5月9日	産業廃棄物収集運搬業	静岡県	収集・運搬	第02201053819号	2024年5月8日
2001年2月27日	産業廃棄物収集運搬業	長野県	収集・運搬	第2009053819号	2025年2月26日
2011年10月20日	産業廃棄物収集運搬業	岩手県	収集・運搬	第00300053819号	2023年10月19日
2011年10月25日	産業廃棄物収集運搬業	宮城県	収集・運搬	第00400053819号	2023年10月24日
2019年6月14日	産業廃棄物収集運搬業	富山県	収集・運搬	第01601053819号	2024年6月13日
2019年6月19日	産業廃棄物収集運搬業	新潟県	収集・運搬	第01509053819号	2024年6月18日
2019年12月10日	産業廃棄物収集運搬業	福島県	収集・運搬	第00707053819号	2024年12月9日
2019年11月8日	産業廃棄物収集運搬業	山形県	収集・運搬	第00609053819号	2024年11月7日
2020年1月31日	産業廃棄物収集運搬業	愛知県	収集・運搬	第02300053819号	2025年1月30日
2017年12月15日	特別管理産業廃棄物収集運搬業	東京都	収集・運搬	第1350053819号	2022年12月14日
2017年12月19日	特別管理産業廃棄物収集運搬業	千葉県	収集・運搬	第01250053819号	2022年12月18日
2017年12月20日	特別管理産業廃棄物収集運搬業	神奈川県	収集・運搬	第01450053819号	2022年12月19日
2018年12月20日	特別管理産業廃棄物収集運搬業	埼玉県	収集・運搬	第01150053819号	2023年12月18日

(注) 法令違反の要件及び主な停止、取消事由については東京ボード工業(株)の廃棄物処理業の記載内容と同様であります。

(T B 関西物流株式会社)

取得年月	許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	許可番号	有効期限
2007年 4 月16日	産業廃棄物収集運搬業	東京都	収集・運搬	第01300134402号	2022年 4 月15日
2007年 4 月25日	産業廃棄物収集運搬業	大阪府	収集・運搬	第02700134402号	2022年 4 月24日
2007年 6 月26日	産業廃棄物収集運搬業	滋賀県	収集・運搬	第02500134402号	2022年 6 月25日
2007年 7 月17日	産業廃棄物収集運搬業	兵庫県	収集・運搬	第02801134402号	2022年 7 月16日
2007年 8 月15日	産業廃棄物収集運搬業	京都府	収集・運搬	第02600134402号	2022年 8 月14日
2007年 9 月10日	産業廃棄物収集運搬業	奈良県	収集・運搬	第02901134402号	2022年 9 月 9 日
2007年10月23日	産業廃棄物収集運搬業	奈良市	収集・運搬	第10210134402号	2022年10月22日
2010年10月 8 日	産業廃棄物収集運搬業	愛知県	収集・運搬	第02300134402号	2020年10月 7 日
2012年 4 月26日	産業廃棄物収集運搬業	神奈川県	収集・運搬	第01407134402号	2022年 4 月25日
2012年 6 月 5 日	産業廃棄物収集運搬業	和歌山県	収集・運搬	第03000134402号	2022年 6 月 4 日
2020年 2 月12日	産業廃棄物収集運搬業	岡山県	収集・運搬	第03300134402	2025年 2 月11日

(注) 法令違反の要件及び主な停止、取消事由については東京ボード工業(株)の廃棄物処理業の記載内容と同様であります。

② J I S マーク認証

当社グループの主要製品は日本工業規格の J I S マーク認証を受けており、登録認証機関による 3 年毎の定期審査も継続的に実施されております。しかしながら、当該審査の結果、品質や性能または品質管理体制などに重大な不良または不備などがあった場合には、J I S マーク認証が取り消され、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、開発中の新製品について、J I S マーク認証を予定した時期までに受けられない場合、市場投入が遅れ当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループといたしましては、マーケティングから開発及び製造販売までの期間を最短にすべく開発等の人員確保育成等を進めてまいります。またコンプライアンスを徹底することにより J I S 法違反が無いように努めております。

(8) 特定の取引先への依存について

当社グループの2021年 3 月期の売上高に占める上位 3 社である S M B 建材株式会社、伊藤忠建材株式会社及び双日建材株式会社を併せた売上高比率は44.9%であります。S M B 建材株式会社、伊藤忠建材株式会社及び双日建材株式会社は建材を扱う商社であり、各社とは円滑な取引を継続しておりますが、取引先の個別の事情や最終ユーザーであるゼネコンなどの事情により、取引条件の悪化や取引関係の解消または契約内容の大幅な変更等が生じる場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループといたしましては、商品毎に各取引先のバランスが取れる様に販売してまいります。

(9) 特定の仕入先への依存度が高いことについて

当社グループは、業務効率等の観点から、接着剤原料について特定の仕入先に取引を集中させております。当社グループでは当該仕入先との良好な関係維持には十分留意しております。何らかの事情により当該仕入先からの仕入れが滞るような状況になった場合、当社グループがメーカーへ直接発注を行うことが可能であり、当社グループの業務に支障が生じる可能性は低いと考えておりますが、一時的に当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において営業損失2,536,034千円、経常損失2,310,837千円を計上しており、4期連続して営業損失及び経常損失を計上しております。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、新型コロナウイルス感染拡大の影響が不透明な状況下ではありますが、以下のとおり対応を進めてまいります。

- ① 置床用PBの販売をさらに推進させるとともに、構造用PB「壁武者」及びフロー用PB等、他の市場へ参入し売上増をめざすべく営業と開発を増員し活動を強化しております。
- ② 更なる製造技術開発により、製造経費の削減を行ってまいります。

これらの当社独自の対応策を実施することに加えて、各種取引先との緊密な連携関係を高め、必要に応じた協力体制を築くことによりキャッシュフローの改善と財務体質の強化を図り当該状況の解消、改善に努めます。また、一部借入金につきましては財務制限条項がございますが、すべての関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ており、引き続き当該金融機関と緊密な関係を維持し、継続的な支援をいただけるよう定期的に協議を行ってまいります。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の強化に取り組みますが、これらの改善策ならびに対応策は実施中であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(11) 減損会計

当社グループは減損会計を適用しており、本社、工場、各事業所において設備等を保有しているため、減損の必要性が発生した場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々及びご遺族の皆様へは謹んで哀悼の意を表しますとともに、医療従事者の皆様のご尽力には心より深く敬意を表します。

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症対策として実施された個人消費や企業活動への制限は一部緩和されたものの、新型コロナウイルス感染症の変異株を含む第4波ともいえる感染者の再拡大もあり、経済の先行きは依然として不透明感が続くと思定されます。

また、当社グループが事業の主体を置く住宅市場におきましては、2020年4月～2021年3月の新設住宅着工戸数は812千戸となり、持家が前年比7.1%の減少、貸家が前年比9.4%の減少、分譲住宅が前年比7.9%の減少、全体では前年比8.1%の減少となり経営環境は厳しい状況で推移しました。

このような経営環境のもと、当社グループでは、主力製品のマンション向け床板用のパーティクルボード（以下P Bという）を中心とする製造販売から、長尺構造用パネル用P B「壁武者」を第二の柱とすべく、最新鋭設備の佐倉工場において生産体制の構築・改善及び営業力強化に努めてまいりました。しかし、このような経営環境により、販売量の減少に伴い生産調整を実施する等、厳しい状況が続いております。

当連結会計年度の業績は、第二の柱となる長尺構造用パネル用P B「壁武者」が、大手ビルダーを中心に販売を伸ばしてきているものの、総じて厳しい販売状況で推移し、売上高は7,211,868千円（前年同期比7.0%減）となり、佐倉工場の減価償却費負担は依然として大きく、営業損失は2,536,034千円（前年同期は、3,294,807千円の損失）、経常損失は2,310,837千円（前年同期は、3,342,859千円の損失）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は1,558,504千円（前年同期は、1,667,087千円の利益）となりました。

なお、当社グループは木材環境ソリューション事業及びその他の事業であります。その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報として重要性が乏しいため、セグメント情報の記載は省略しております。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動において1,846,127千円の資金が減少し、投資活動において489,356千円の資金が減少し、財務活動において85,345千円の資金が減少した結果、前連結会計年度末に比べ2,420,829千円減少し、当連結会計年度末には1,505,626千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、減少した資金は1,846,127千円（前年同期は2,040,900千円の減少）となりました。減価償却費1,946,109千円（資金の増加）、たな卸資産の減少952,361千円（資金の増加）、税金等調整前当期純損失2,508,473千円、法人税等の支払い1,834,306千円により減少したことが主たる要因であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は489,356千円（前年同期は9,264,475千円の増加）となりました。主として、有形固定資産の取得による支出469,023千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、減少した資金は85,345千円（前年同期は6,809,490千円の減少）となりました。これは主として、短期借入による収入300,000千円、長期借入による収入1,126,732千円、長期借入金の返済による支出365,969千円、社債の償還による支出1,140,209千円によるものであります。

③ 生産、受注及び販売の状況

(1) 生産実績

当社グループでは木材環境ソリューション事業及びその他の事業がありますが、その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報として重要性が乏しいため、当連結会計年度より生産実績は木材環境ソリューション事業のみ記載しております。

セグメントの名称	第76期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	生産高(千円)	前年同期比(%)
木材環境ソリューション事業	5,282,699	67.6
合計	5,282,699	67.6

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社グループは、概ね見込生産を行っておりますので受注実績につきましては、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社グループでは木材環境ソリューション事業及びその他の事業がありますが、その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報として重要性が乏しいため、当連結会計年度より販売実績は木材環境ソリューション事業とその他の事業に区分して記載しております。

セグメントの名称	第76期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
木材環境ソリューション事業	6,829,112	92.9
その他の事業	382,755	95.2
合計	7,211,868	93.0

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第75期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第76期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
SMB建材株式会社	2,023,594	26.1	1,514,322	21.0
伊藤忠建材株式会社	1,134,986	14.6	1,025,014	14.2
双日建材株式会社	821,472	10.6	698,428	9.7

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。当社は、連結財務諸表の作成に際して、資産・負債の金額及び偶発債務等の注記事項の開示並びに会計期間における収益・費用の金額に影響を与える見積り項目について、過去の実績や状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づいた見積りと判断を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。この連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項につきましては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に記載しております。

新型コロナウイルス感染拡大にかかる会計上の見積り金額への影響は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」、「第5 経理の状況 2. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(追加情報)」をご参照ください。

② 当連結会計年度の経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は5,276,446千円となり、前連結会計年度末に比べ2,155,376千円減少いたしました。未収還付法人税等が1,079,029千円増加したものの、現金及び預金が2,420,829千円、商品及び製品が993,541千円減少したことが主たる要因であります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は9,904,931千円となり、前連結会計年度末に比べ1,461,678千円減少いたしました。減価償却により機械装置及び運搬具が1,421,516千円減少したことが主たる要因であります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は3,844,096千円となり、前連結会計年度末に比べ962,461千円減少いたしました。短期借入金が300,000千円、1年内返済予定の長期借入金が778,116千円、資産除去債務が154,166千円増加した一方、未払法人税等が1,848,642千円減少したことが主たる要因であります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は6,731,336千円となり、前連結会計年度末に比べ1,156,619千円減少いたしました。社債が970,000千円、資産除去債務が213,727千円減少したことが主たる要因であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は4,605,943千円となり、前連結会計年度末に比べ1,497,974千円減少いたしました。利益剰余金が1,558,504千円減少したことが主たる要因であります。

(b) 経営成績の分析

① 売上高

当連結会計年度における売上高は、長尺構造用パネル用PB「壁武者」が、大手ビルダーを中心に販売を伸ばしてきているものの、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり新築住宅着工戸数が812千戸（前年同期比8.1%減）となるなど、総じて厳しい販売状況で推移し、売上高は7,211,868千円（前年同期比7.0%減）にとどまりました。

② 営業損失及び経常損失

佐倉工場の減価償却の負担により、営業損失は2,536,034千円（前年同期は、3,294,807千円の損失）、経常損失は2,310,837千円（前年同期は、3,342,859千円の損失）となりました。

③ 親会社株主に帰属する当期純利益

固定資産除却及び操業休止関連費用により特別損失として203,518千円、法人税等還付税額を1,077,128千円計上したことにより親会社株主に帰属する当期純損失は1,558,504千円（前年同期は、1,667,087千円の利益）となりました。

(c) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 （1）経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(d) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(e) 資本の財源及び資金の流動性について

当社グループの運転資金需要は主として、製造費の他、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、佐倉工場の建築及び新木場リサイクル工場の改修にともなう設備投資等によるものであります。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。なお、当連結会計年度末における有利子負債の残高は7,928,835千円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,505,626千円となっております。

(f) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めておりますが、日本の総人口の減少と低出生率を鑑みると、新設住宅着工戸数が大幅に上昇する可能性は少ないと判断しております。また新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、更に新設住宅着工戸数が減少したときに備え、今期においても生産調整や損益分岐点を下げるように努め、利益を計上できる体制を構築するよう心掛けております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループは、地球温暖化改善事業をとおり循環型社会構築に貢献できる製品並びに再生品を提供する基盤技術の研究開発を行っております。主力製品「E・V・Aボード」の用途開発を中心に、成長が期待される新規材料を開発し、目まぐるしく変化する市場ニーズを的確に把握予測し、顧客の期待に添える環境に配慮した高付加価値製品を創造いたします。

当連結会計年度はE・V・Aボードの構造用パネル「壁武者」の品質向上及びフローア基板の開発と各アイテムの接着剤塗布量の削減等のコスト削減に寄与しております。

当連結会計年度における研究開発費の総額は、17,622千円であります。

なお、当社グループは木材環境ソリューション事業及びその他の事業であります。その他の事業の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報として重要性が乏しいため、セグメント情報の記載は省略しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資は、佐倉工場及び新木場工場の機械装置・施設を中心に実施し、その総額は459,192千円であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都江東区)	共通	本社	45,108	—	511,583 (1,528.18)	1,072	557,764	12
新木場リサイクル工場 (東京都江東区)	木材環境 ソリューション事業	生産設備	248,971	140,894	703,749 (16,526.35) 「13,299.71」	9,192	1,102,810	74
埼玉工場 (埼玉県八潮市)	木材環境 ソリューション事業	生産設備	10,267	42,703	68,019 (5,520.39)	538	121,529	10
佐倉工場 (千葉県佐倉市)	木材環境 ソリューション事業	生産設備	2,123,340	2,904,676	1,508,680 (72,217.33)	16,058	6,552,755	59
カリブ 梅島 (東京都足立区)	その他	商業施設	440,771	—	— 「8,673.92」	—	440,771	—

- (注) 1. 上記のうち、新木場リサイクル工場の一部の生産設備について、2020年2月末をもって休止しております。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び建設仮勘定の合計額であります。
4. 土地欄の「 」は連結会社以外からの賃貸物件の面積を示しております。
5. 本社設備の内容には、本社管轄の設備等を含めております。

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
ティー・ビー・ロジステックス(株)	本社 (埼玉県八潮市)	木材環境ソリューション事業	営業施設	10,156	120,836	18,087 (1,468.75)	6,104	155,185	85
T B 関西物流(株)	本社 (奈良県奈良市)	木材環境ソリューション事業	営業施設	25,319	6,335	—	—	31,655	14
横浜エコロジ(株)	横浜チップ工場 (神奈川県横浜市金沢区)	木材環境ソリューション事業	営業施設 生産設備	142,055	66,510	—	972	209,538	11
(株)カリブ	カリブ梅島 (東京都足立区)	その他	商業施設	27,228	—	—	513	27,741	2

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び建設仮勘定の合計額であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	佐倉工場 (千葉県佐倉市)	木材環境ソリューション事業	防音設備	120	60	自己資金	2020年 11月	2021年 7月	—

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却を除き、重要な設備等の除却の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,120,000
計	13,120,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,660,369	3,660,369	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。
計	3,660,369	3,660,369	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2014年1月21日 (注)1	△ 669,631	3,750,369	—	221,000	—	19,956
2014年1月21日 (注)2	△ 90,000	3,660,369	—	221,000	—	19,956

(注) 1. 自己株式消却(普通株式)

当社は、2013年11月11日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき自己株式(普通株式)669,631株を消却いたしました。

2. 自己株式消却(A種優先株式)

当社は、2013年6月27日開催の定時株主総会決議に基づき、決議時点における当社定款規定により、A種優先株式90,000株と普通株式90,000株を交換しております。また、交換した自己株式(A種優先株式)については、2013年11月11日開催の取締役会決議により会社法第178条の規定に基づき、自己株式(A種優先株式)を消却いたしました。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	4	11	28	8	3	759	813	—
所有株式数 (単元)	—	1, 821	478	9, 588	40	12	24, 651	36, 590	1, 369
所有株式数 の割合(%)	—	4. 98	1. 31	26. 20	0. 11	0. 03	67. 31	100. 00	—

- (注) 1. 自己株式986,492株は、「個人その他」に9,864単元、「単元未満株式の状況」に92株含まれております。
 2. 「金融機関」欄の所有株式数1,821単元のうち、819単元につきましては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)が所有する当社株式であります。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
井上 弘之	東京都杉並区	744,543	27.84
セイホク株式会社	東京都文京区本郷1丁目25番5号	270,000	10.09
T・B・H株式会社	東京都中野区南台3丁目31番15号	235,535	8.80
吉岡 裕之	大阪府東大阪市	133,700	5.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	81,968	3.06
JKホールディングス株式会社	東京都江東区新木場1丁目7番22号	78,070	2.91
東京ボード工業従業員持株会	東京都江東区新木場2丁目11番1号	67,850	2.53
吉野石膏株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	58,900	2.20
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	50,000	1.86
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	50,000	1.86
計	-	1,770,566	66.21

- (注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式986,492株があります。
 2. 所有者株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社名義の株式81,968株は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が保有する当社株式を取締役の株式報酬信託として信託設定したものであり、議決権については、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が指図権を留保しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 986,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,673,000	26,730	—
単元未満株式	普通株式 1,369	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,660,369	—	—
総株主の議決権	—	26,730	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)が保有する当社株式81,900株(議決権の数819個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式92株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東京ボード工業株式会社	東京都江東区新木場 2丁目11番1号	986,400	—	986,400	26.95
計	—	986,400	—	986,400	26.95

(注) 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)が保有する当社株式81,968株は、上記には含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

取締役に対する業績連動型の株式報酬制度の導入

当社は、2015年6月22日開催の第70期定時株主総会において、当社の取締役に対する業績連動型の株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

1 本制度の概要

本制度は、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、各事業年度の業績達成度及び役位等に応じた当社株式を当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く）に対し、役員報酬として交付等する制度となります。本制度については、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しており、当社が拠出する取締役の報酬額（2018年6月20日開催の第73期定時株主総会で決議された本制度へ拠出する金員の上限）を原資として当社株式がBIP信託を通じて取得され、業績達成度及び役位等に応じて、原則として取締役退任時に取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭が交付及び給付されます。

なお、本制度の対象が2021年3月31日で終了する事業年度までであったことから、2021年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度（以下「対象期間」といい、信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度を対象期間とします。）を対象として本制度を継続すべく、本制度の継続について2021年6月14日取締役会において決議いたしました。

2 信託契約の内容

- ① 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ② 信託の目的 受益者要件を充足する当社の取締役に對するインセンティブの付与
- ③ 委託者 当社
- ④ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
- ⑤ 受益者 取締役のうち受益者要件を充足する者
- ⑥ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者
- ⑦ 信託契約日 2018年7月31日（2021年6月30日付で変更予定）
- ⑧ 信託の期間 2018年7月31日～2024年8月31日（2021年6月30日付の信託契約の変更で2024年8月31日まで延長予定）
- ⑨ 制度開始日 2015年10月1日
- ⑩ 議決権 行使しないものといたします。
- ⑪ 取得株式の種類 当社普通株式
- ⑫ 信託金の上限額 110百万円（信託報酬・信託費用を含む。）
- ⑬ 帰属権利者 当社
- ⑭ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内といたします。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他（第三者割当による自己株 式処分）	—	—	—	—
保有自己株式数	986,492	—	986,492	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化する所存であります。更なる成長発展を目指して積極的な設備投資や研究開発に乗り出す計画であることから、自己資本の充実と財務柔軟性の確保をするため内部留保を優先する考えであります。従いまして、当面、剰余金の配当については一定としながらも、各期の業績によっては配当性向も勘案して決定することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本的な方針としております。配当の決定機関は、株主総会であります。なお、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨、定款で定めております。

第76期事業年度の剰余金の配当につきましては、安定配当を基本方針としつつも、第76期の業績及び新型コロナウイルス感染症拡大により収縮した経済活動が与える影響が不透明な状況でもあり、手元資金を確保することが重要であると判断し、誠に遺憾ながら無配としております。

次期以降の利益配分につきましては、早期の利益拡大を図り、復配を目指してまいります。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと設備投資として投入していくこととしております。

(注) 基準日が第76期事業年度に属する剰余金の配当はございません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営理念である「リサイクリングで地球環境の未来を創る」を実現することが当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上につながるものと認識し、その実現のため、透明性、公平性をもって、経営課題に対し、迅速かつ果敢な意思決定をすることができるコーポレート・ガバナンス体制を構築することとしております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治体制の概要

当社は、監査役制度を採用しており、有価証券報告書提出日現在取締役4名（うち社外取締役1名）、並びに監査役3名（うち社外監査役2名）であります。コーポレート・ガバナンス体制の主たる機関として取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しつつ、その補完機関として内部監査室や経営会議などを設置しております。

（取締役会）

当社の取締役会は、代表取締役社長を議長とし、有価証券報告書提出日現在取締役4名（うち社外取締役1名）で構成しています。

取締役会は、当社業務に精通し、機動性のある業務執行を行っている業務執行取締役と、高度な専門知識を有し、幅広い視点から経営に対する助言と監督が期待得る社外取締役で構成されており、多様性と適正規模についても検討したうえで決定しております。取締役の選任に関しましては、会社経営上の意思決定に必要な知識と経験を備え、当社業務における実績と見識を有しているかなどについて検討の上選任していることとしています。

取締役会は、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っており、経営の基本方針、法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、各取締役の業務執行の状況を監督しております。

また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視し、必要に応じて意見・提言を行っております。

（経営会議）

経営会議は取締役会の決定した経営方針に基づき経営に関する重要な事項を協議するため、取締役、監査役及び当社全部門の部長で構成されております。原則として月1回開催しております。

（監査役会）

監査役会は、有価証券報告書提出日現在監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され運用を行っております。監査役会は、毎月の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行う等、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

また、内部監査室及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的または必要に応じて三者間によるミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

（内部監査部門）

内部監査室（人員2名）は、社長直轄の部門として設置されており、内部監査規程に基づき、グループ会社を含む各部門の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、代表取締役社長に報告するとともに、業務の改善及び適切な運営に向けての具体的な助言や勧告を行っております。また、内部監査室は、監査役会や会計監査人とも密接に連携をとりながら、監査役会や会計監査人が内部監査状況を適時に把握できる体制となっております。

（安全衛生委員会）

代表取締役を最高経営層とし、取締役と安全環境課長と会社及び従業員からの選抜で安全衛生委員を選定しこれを常任メンバーとして、当社グループにおける安全と衛生に関する活動を管理指導し安全衛生を推進しております。

（環境管理委員会）

代表取締役を最高経営層とし、安全環境課長を環境管理責任者として、取締役と各部門長で構成され、企業活動における環境負荷の低減を推進しております。

(コンプライアンス委員会)

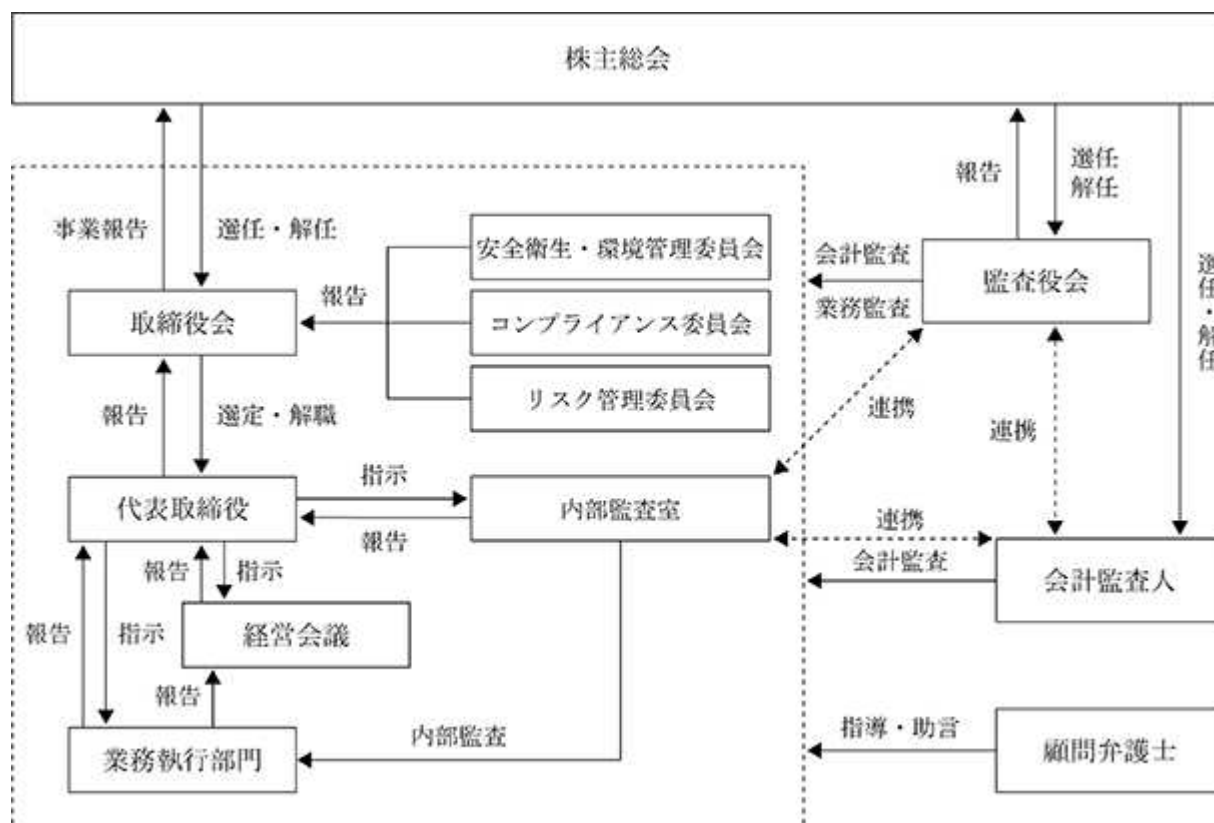
代表取締役を委員長、取締役を委員、各部門責任者等で構成し、当社グループにおけるコンプライアンス活動を推進しております。

(リスク管理委員会)

代表取締役を委員長、取締役を常任メンバーとし、当社グループにおけるリスク管理を推進しております。

ロ．コーポレート・ガバナンス体制の概略図

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の概略図は以下のとおりです。



ハ．当該体制を採用する理由

当社は、取締役会における経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の意思決定の充実及び業務執行状況の管理監督、並びに社外監査役を含む監査役会による取締役の業務執行の厳正な監査など、経営の意思決定及び管理監督を有効かつ適正に機能させるために上記の体制を整備しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会決議に基づき、以下のとおりに業務の適正性を確保するための体制の整備を行っております。

(イ) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- I 取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、監督機能の分離及び独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行います。
- II 当社は、コンプライアンスを経営の最重要事項と位置づけ、法令、定款、社内規程、社会一般の規範等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について洗い出しを行い、コンプライアンスに関する各所社内規程を整備し、従業員に周知徹底してまいります。
- III コンプライアンスに係る通報機能及び相談機能を強化するため、すべての役職員を対象とする通報制度を設けるとともに、社外受付を弁護士事務所に設置しております。
- IV 「反社会的勢力の排除」について基本方針を定めるとともに、すべての役職員が反社会的勢力と一切の関係を持たないこと及び利用しないことの徹底を図っております。
- V 他の業務執行部門から独立した内部監査室による内部監査を実施しております。これにより、内部監査

を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を評価並びに改善し、業務執行の適正性を確保しております。

VI 監査役、内部監査人及び会計監査人は、定期的に連絡会を開催し、情報の共有化に努め、三者連携により各監査の効率を高めております。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- I 取締役会議事録、経営会議議事録や稟議書等、取締役の職務の執行に係わる文書その他の情報については、社内規程等に従い、適切に保管及び管理を行います。
- II 取締役及び監査役は、議事録、稟議書、その他の重要な文書を常時閲覧できるものとしております。

(ハ) 損失の危険に関する規程その他の体制

コンプライアンス、風評、オペレーション、災害などのリスクに対応するため「リスク管理規程」を定め、当社全体のリスクの認識、発生の未然防止の検討を行うため「リスク管理委員会」を定期的に開催しております。

(ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- I 取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時に開催しております。
- II 組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役の基本的職務・責任権限に関する事項及び管掌業務を明確にすることで組織の効率的な運営を図っております。

(ホ) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- I 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (i) 子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、子会社の取締役会または経営会議に当社役員または従業員が参加しております。
 - (ii) 当社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、関係会社管理規程を定め必要に応じて関係資料等の提出を求めています。

II 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程において、子会社のリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しております。
- (ii) 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を審議しております。

III 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、適宜検討しております。
- (ii) 当社は子会社に対し、毎年1回以上、定期または臨時に内部監査室による業務監査を行っております。

IV 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 当社は、子会社のすべての役職員に、当社が定めた「経営理念」の周知を図るとともに、法令、定款、社内規程、社会一般の規範等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、コンプライアンスを確保するための体制を構築しております。
- (ii) 当社は子会社が、当社が定めた「反社会的勢力の排除」についての基本方針と同一の方針を定め、すべての役職員が反社会的勢力と一切の関係を持たないこと、利用しないことの徹底を図っております。
- (iii) 当社は子会社に対し、当社の内部監査室による内部監査を実施しております。これにより、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を評価並びに改善し、業務執行の適正性を確保しております。

V その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (i) 当社は、每期、子会社の業績を評価し、常時、取締役及び監査役が子会社の取締役会に出席して審議することとしております。
- (ii) 当社の経営管理部長及び所管部長が、子会社の指導・育成に努めることとしております。

(ヘ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役を補助するための使用人を置くことを求められた場合は、監査役直属として監査役の補助業務を行うために必要な専従担当者を置きます。

(ト)(ヘ)の使用人の取締役からの独立に関する事項

他の業務を兼務する使用人が監査役の補助を行う場合には、以下の体制を構築しております。

- I 監査役の使用人に対する指揮命令に関し、使用人の属する組織上の上位者による指揮命令を受けないこととしております。
- II 監査役の補助を行う使用人の人事異動・人事考課・懲戒処分に関する事項については、監査役の同意を得てから行うこととしております。

(チ)監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき従業員に関し、監査役の指揮命令に従う旨を、当社の役職員に周知徹底しております。

(リ)次に掲げる体制その他の当社の監査役に報告するための体制

- I 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制
 - (i) 監査役は取締役会の他、重要な会議に出席し、業務執行状況の報告を受けることとしております。
 - (ii) 上記の重要な会議に付議されない重要な決裁書類及び報告等について、監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受けることとしております。
- II 取締役及び使用人は、次の事項を遅滞なく、監査役に報告します。
 - (i) 法令、定款、コンプライアンス規程その他の社内規程に違反する重大な事項
 - (ii) 内部監査室が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
 - (iii) 会社に著しく損害を及ぼすおそれがある事項
 - (iv) 当局の調査及び外部監査の結果、当局等から受けた行政処分等の事項
 - (v) その他業務遂行上必要と判断した事項

(ヌ)子会社の取締役・監査役等及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告をするための体制

- I 子会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととしております。
- II 子会社の役職員は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うこととしております。
- III 当社内部監査室、経営管理部は、定期的に当社監査役に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告することとしております。

(ル)監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。

(ヲ)監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針に関する事項

- I 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。
- II 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けております。

(ワ)その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- I 監査役会は、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とした規則を定めております。
- II 代表取締役は、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について、監査役と定期的に意見交換を行い相互の認識を深めるよう努めております。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスクマネジメントは、当社グループの各部門がそれぞれ所管する業務に付随するリスクを管理することを基本としております。

また、「リスク管理委員会」を定期的に開催し、当社グループを取巻く、さまざまなリスクにつき共通認識を得るとともに、その対応策についても協議・検討し、必要に応じ「取締役会」に報告または付議される体制としております。更に、重要な法務的問題及びコンプライアンスに係わる事象については、「コンプライアンス委員会」での検討や、顧問弁護士等の専門家に相談することを通じて、必要な措置を実施することとしております。なお、不正等に関する通報制度を導入しており、不正及び事故の未然防止に努めております。

八．取締役及び監査役の責任免除

当社は取締役及び監査役が、その職務の執行に際し、期待される役割を果たし得る職務環境を整備するため、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当するときは、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定めております。

二．責任限定契約の内容の概要

（イ）社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を、法令で定められた要件に該当するときは、賠償責任を限定することができる旨を定款に定めております。また、当社と社外取締役、社外監査役は、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

（ロ）会計監査人

当社と会計監査人赤坂有限責任監査法人は、受嘱者の会社法第423条第1項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度とするとしております。

ホ．提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

（イ）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- I 当社は子会社に、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、子会社の取締役会または経営会議に当社役員または従業員が参加しております。
- II 当社は、当社が定める関係会社管理規程において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求めることとしております。

（ロ）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- I 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程において、子会社のリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理することとしております。
- II 当社は、子会社を含めたりスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係る課題・対応策を審議することとしております。

（ハ）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- I 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、適宜検討することとしております。
- II 当社は子会社に対し、毎年1回以上、定期または臨時に内部監査室による業務監査を行うこととしております。

（ニ）子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- I 当社は、子会社のすべての役職員に、当社が定めた「経営理念」の周知を図るとともに、法令、定款、社内規程、社会一般の規範等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、コンプライアンスを確保するための体制を構築しております。
- II 当社は子会社に、当社が定めた「反社会的勢力の排除」について基本方針を同一の方針として定めるとともに、すべての役職員が反社会的勢力と一切の関係を持たないこと、利用しないことの徹底を図っております。
- III 当社は子会社に対し、当社の内部監査室による内部監査を実施しております。これにより、内部監査を通じて各部門の内部管理体制の適切性・有効性を評価並びに改善し、業務執行の適正性を確保しております。

（ホ）その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- I 当社は、毎月、常時取締役及び監査役が子会社の取締役会に出席し、審議することとしております。また関係会社の業績を評価し、当社取締役会にて報告することとしております。
- II 当社の経営管理部長及び所管部長が、子会社の指導・育成に努めることとしております。

へ．社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針

当社の独立社外取締役は、独立性を担保するために東京証券取引所が定める独立性基準に加え、法令及び一

般社団法人日本取締役協会公表の「取締役会規則における独立取締役の選任基準」を基にして、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有しているものとして選任しております。

具体的には法令及び規則に定めるものの他、以下を選任の基準としております。

当社において、独立取締役であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- (イ) 当社またはその子会社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社またはその子会社から受けた者。以下同じ。）またはその親会社若しくは重要な子会社、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人
- (ロ) 直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、当社またはその子会社を主要な取引先としていた者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社またはその子会社から受けていた者。以下同じ。）またはその親会社若しくは重要な子会社、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人
- (ハ) 当社の主要な取引先である者（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者。以下同じ。）またはその親会社若しくは重要な子会社、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人
- (ニ) 直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、当社の主要な取引先であった者（当社に対して、当社の対象事業年度の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っていた者。以下同じ。）またはその親会社若しくは重要な子会社、またはそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人
- (ホ) 当社またはその子会社から一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員または使用人をいう。）

ト．社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会に出席し、内部監査部門並びに管理部門から内部監査の監査結果、リスク管理等の報告を受け意見を述べる体制としております。また、必要に応じ会計監査人に意見を求める体制としております。

社外監査役は監査役会において、監査に関する重要な事項の報告を受け協議を行っております。また、取締役会に出席し必要あるときは意見を述べる体制とし経営に対する監督を行っております。また、重要書類を閲覧し、業務の執行状況の適法性及び妥当性についてチェックを行っております。さらに、必要に応じ内部監査室、管理部門から報告を求める他、会計監査人に意見を求め連携の強化を図っております。

チ．社外取締役または社外監査役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は、視野の広い独立した観点から、決定プロセスについて確認及び助言を行い意思決定の公平性を向上させ、経営陣に対する実効的な監視監督を行っております。

社外監査役は、監査に関する独立性及び中立性を高め客観的な意見を表明することで、より実効的な監査役監査を行っております。

また、社外取締役及び社外監査役の設置は、当社の業務執行に対する監視、監督機能を強化し、適正なガバナンス体制を確保する役割があります。なお、社外監査役小堀優及び社外監査役芳木亮介の2名については、株式会社東京証券取引所に独立役員としての届出を行っております。

④ 取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とすることを定款で定めております。

⑤ 取締役の任期、選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の任期を1年とし、1年ごとの株主総会における選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。なお、取締役の解任決議については定款に定めておりません。

⑥ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、定時株主総会で決定することとしております。

⑦ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定め、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として定足数の緩和をしております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性一名 (役員のうち女性の比率一%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	井上 弘之	1966年12月29日	1991年4月 1995年1月 1996年1月 2001年1月 2003年1月 2004年2月 2004年4月 2004年8月 2007年6月 2009年6月 2010年6月 2014年4月 2016年5月	ホクヨープライウッド(株)入社 当社 取締役経理部長 当社 取締役リサイクル部長 当社 代表取締役常務 当社 代表取締役専務 横浜エコロジー(株) 代表取締役 専務(現任) (株)ワンダーワークス (現 (株)カリブ) 代表取締役社 長 ティー・ビー・ロジスティック ス(株)(現 ティー・ビー・ロジス ティックス(株)) 取締役 当社 代表取締役社長(現任) (株)カリブ 代表取締役会長 ティー・ビー・ロジスティック ス(株) 取締役会長(現任) (株)カリブ 取締役会長(現任) ボード(株) 社外取締役(現任)	(注) 3	744, 543
取締役 製造担当	藤原 典明	1964年9月6日	1991年4月 2002年11月 2005年6月 2007年4月 2011年5月 2016年2月 2018年4月 2018年4月 2019年4月 2019年6月	大王製紙株式会社 入社 同社新聞用紙技術部 新聞用紙 課長 オレゴンチップターミナル社 出向(副社長) 大王製紙株式会社 技術本部 品質環境監査部 品質監査課 長 同社三島新工場第五製紙部 新聞用紙 技術課長 同社生産本部技術開発部 技術営業課長 当社 入社 当社佐倉工場 工場長補佐 当社佐倉工場長 当社取締役製造本部長(現任)	(注) 3	—
取締役 経営管理部長	尾股 拓彦	1961年11月8日	1984年4月 1991年9月 1997年1月 2005年2月 2008年4月 2009年12月 2011年4月 2011年8月 2012年6月 2014年2月 2019年6月 2019年7月 2020年3月 2021年4月 2021年6月	株式会社マルコー 入社 株式会社アートフォーラム 入 社 株式会社R・E 入社 同社管理 部長 株式会社ラ・バレル入社 同社経理部長 同社経理部長兼情報システム部 長 当社入社 経営管理部長代理 当社経営管理部 IPO準備室室長 当社経営管理部 経営企画室長 当社取締役経営管理部長 当社退職 株式会社モード・プランニン グ・ジャパン 入社 同社執行 役員経営管理部長 同社退職 当社入社 経営管理部部長補佐 当社取締役経営管理部長 (現任)	(注) 3	4, 500
取締役	只腰 由紀夫	1953年1月14日	1975年4月 1980年4月 1982年5月 1993年5月 1997年5月 2000年5月 2015年6月	株式会社トーマン 入社 ボード株式会社 入社 同社 取締役 同社 常務取締役 同社 取締役副社長 同社 代表取締役社長(現任) 当社 取締役(現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	大矢 宣之	1955年11月10日	1980年4月 丸紅株式会社 入社 2000年4月 丸紅インドネシア会社 赴任 2006年4月 丸紅建材株式会社 出向 2007年4月 同社製品貿易部長兼上海事務所 長 2007年7月 同社人事総務部長 2010年4月 同社執行役員人事総務部長 2011年7月 同社取締役人事総務部長 2014年4月 同社転籍 2016年4月 当社顧問 2018年6月 当社取締役経営管理部長 2021年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	—
監査役	小堀 優	1973年7月11日	2005年11月 (旧)司法試験合格 2007年9月 みらい総合法律事務所 入所 2013年2月 同所 パートナー(現任) 2013年6月 当社 監査役(現任) 2015年6月 アイ・アール債権回収(株) 取締 役(現任)	(注)4	—
監査役	芳木 亮介	1974年4月25日	2001年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任 監査法人トーマツ)入所 2005年5月 公認会計士登録 2006年10月 G C A(株)(現 G C Aサヴィアン (株))入所 2009年3月 清和監査法人 入所 2013年2月 Y Plus Advisory(株) 代表取締役 (現任) 2013年7月 芳木公認会計士事務所 代表(現 任) 2015年1月 (株)メディアサポート 監査役 2015年6月 当社監査役就任(現任) リニューアブル・ジャパン(株) 監査役(現任)	(注)4	—
計					749,043

(注) 1. 取締役 只腰由紀夫氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 小堀優氏及び芳木亮介氏は、社外監査役であります。

3. 2021年3月期に係る定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 2018年3月期に係る定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社は社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しております。

社外取締役只腰由紀夫氏は、他の会社の経営者として住宅建築や建材など多岐にわたる分野において幅広い見識と豊富な経験を有していることから、当社の経営体制の強化に活かすとともに、社外取締役として中立な立場から有益な監督を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。同氏と当社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役小堀優氏は、弁護士として企業法務や企業経営の統治に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。同氏と当社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役芳木亮介氏は、公認会計士として財務と企業会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。同氏と当社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社では社外取締役及び社外監査役選任にあたっては、現在や過去の職務をとおりて豊富な知識や経験があるか、社外取締役及び社外監査役として職務を適切に遂行できるかを判断して選任しております。また、社外取締役候補者及び社外監査役候補者と当社との間に特別な利害関係がないかなどを確認したうえで選任しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役については、定期的に常勤監査役から内部監査の状況や監査役監査の状況及び会計監査の状況等について情報共有しております。

また、社外監査役については、原則として毎月1回開催される監査役会において常勤監査役から監査役監査の状況、内部監査の状況及び会計監査の状況の情報共有行っております。また、定期的に会計監査人から直接監査計画や監査手続の概要等について説明を受けるとともに、監査結果の報告を受けております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役会は、本書提出日現在、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されております。また、非常勤監査役2名は社外監査役であり、企業法務または財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は、取締役の職務執行の適法性等を監査することを目的に、監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議に出席して、経営の意思決定のプロセスと結果の適法性・妥当性等を検証するほか、重要な書類の閲覧、本社の各部門及び主要な事業所ならびに子会社の業務執行および財産状況の実査、子会社取締役との情報交換等を行っております。監査役の監査結果は、毎月開催される監査役会で報告され、監査役相互間で情報の共有化を図ると同時に、意見交換等を行っております。また、監査結果について、取締役会に対して報告するとともに、代表取締役及び各部門管掌役員等と個別に意見交換も行っております。更に、会計監査人及び内部監査室とは定期的または必要に応じて適時に会合を持ち、意見交換ならびに監査状況について協議する等連携を強化し、監査の実効性の向上に努めております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

	氏 名	開催回数	出席回数（出席率）
常勤監査役	菅野 英治	13	13（100％）
非常勤（社外） 監査役	小堀 優	13	13（100％）
	芳木 亮介	13	13（100％）

（注）常勤監査役菅野英治氏は、第76期定時株主総会終結の時をもって退任しております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、その客観性と有効性確保のため、代表取締役社長直轄として内部監査室を設置し、2名を配置して内部監査規程に基づき、自己の属する部門を除く当社全体を継続的に監査しております。内部監査は、事業年度ごとに内部監査計画を策定し、監査結果については代表取締役社長と被監査部門に報告するとともに、被監査部門に対しては、改善事項を指摘するとともに、改善の報告をさせております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

赤坂有限責任監査法人

b. 継続監査期間

5年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 池田 勉氏

公認会計士 荒川 和也氏

d. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

その他 1名

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、上場会社の監査実績、監査法人の規模、品質管理体制及び独立性等を総合的に勘案し、監査の実効性を確保できるか否かを検討した上で、監査法人を選定する方針としております。

また監査役会は、監査法人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する監査法人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査法人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査法人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、監査法人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査法人と定期的に会合を持っており、各々の監査方針、監査体制、監査計画の他、期中に発生した問題点等について情報交換を実施すること、また、事業年度毎に実施される監査法人による監査報告会において、具体的な決算内容や品質管理体制等の報告を受けることで、監査法人の専門性、独立性及び品質管理体制等を確認しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	23,000	—	38,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	23,000	—	38,000	—

(注) 当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬について、上記以外に前連結会計年度に係る追加報酬の額が8,010千円あります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数等を勘案した上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、過去の監査実績、同業他社比較及び監査の実効性を確保するために必要な監査日数等を総合的に勘案した結果、妥当であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、賞与および業績連動型株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うものとしております。業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬等を総合的に勘案して決定するものとしております。

取締役及び監査役の報酬等については、2009年6月29日開催の第64回定時株主総会において取締役年間報酬総額の上限を120,000千円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役年間報酬総額の上限を30,000千円と決議いただいております。定款で定める取締役の員数は15名以内、監査役の員数は5名以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は0名）、監査役の員数は4名です。

また、取締役年間報酬総額の上限とは別枠にて、2018年6月20日開催の第73回定時株主総会において、業績連動型株式報酬額として連続する3事業年度を対象とし、合計110,000千円を上限とすることを決議いただいております。

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長の井上弘之氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(社外 取締役を除く)	26,600	23,600	3,000	-	3
監査役(社外 監査役を除く)	3,600	3,600	-	-	1
社外役員	7,200	7,200	-	-	3

- (注) 1. 業績連動報酬等の内容は、取締役に対する賞与であります。業績連動報酬等の額は、各連結会計年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるため、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行っております。なお、当連結会計年度を含む連結経常利益の推移は「第1企業の概況 1 主要な経営指標等の推移 (1) 連結経営指標等」に記載のとおりであります。
2. 非金銭報酬等の内容は、業績連動型株式報酬として交付される当社の株式であります。業績連動型株式報酬制度の詳細は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」をご参照ください。

③ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、業務提携、製品の安定調達など経営戦略の一環として、また、取引先及び地域社会との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有しています。

当社は、保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減をしていく基本方針のもと、取締役会において、毎期、個別の政策保有株式について、政策保有の意義を検証し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、その検証の結果を開示するとともに、株主として相手先企業との必要十分な対話を行います。対話の実施によっても、改善が認められない株式については、適時・適切に売却します。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	4	19,400
非上場株式以外の株式	7	61,144

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価 額の合計額(千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	2	4,097

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
(株)タケエイ	24,000	24,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)(注)1	無
	30,960	18,696		
J Kホールディ ングス(株)	25,300	25,300	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)(注)1	有
	22,213	17,431		
新木場振興(株)	14,680	14,680	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)(注)1	無
	7,340	7,340		
(株)みずほフィナ ンシャルグルー プ	3,000	30,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)(注)1	有
	4,797	3,708		
橋本電機工業(株)	4,000	4,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)(注)1	無
	2,000	2,000		

明和産業(株)	—	3,630	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)(注)1	無
	—	1,807		
住友林業(株)	1,000	1,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)(注)1	有
	2,386	1,385		
日本エスリード(株)	—	1,200	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)(注)1	無
	—	1,675		
(株)三菱UFJ フィナンシャル・グループ	1,000	1,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)(注)1	有
	591	403		
(株)太平製作所	100	100	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)(注)1	無
	170	167		
ホクシン(株)	200	200	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)(注)1	無
	25	22		
トーヨーマテリア(株)	200	200	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)(注)1	有
	10,000	10,000		
(株)東京商工リサーチ	600	600	(保有目的)株式の安定化 (定量的な保有効果)(注)1	無
	60	60		

(注)1. 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は、毎期、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証しており、2021年3月31日を基準とした検証の結果、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、赤坂有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行い、社内ミーティング等により情報共有を図っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,926,456	1,505,626
受取手形及び売掛金	*3 1,643,114	*3 1,667,287
商品及び製品	1,350,407	356,865
仕掛品	46,019	63,366
原材料及び貯蔵品	368,312	392,146
未収還付法人税等	-	1,079,029
その他	98,205	212,714
貸倒引当金	△ 691	△ 589
流動資産合計	7,431,822	5,276,446
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	*1 5,906,664	*1 6,056,292
減価償却累計額	△ 2,815,449	△ 3,006,601
建物及び構築物（純額）	3,091,214	3,049,691
機械装置及び運搬具	*1, *2 17,721,198	*1, *2 17,868,332
減価償却累計額	△ 13,017,724	△ 14,586,375
機械装置及び運搬具（純額）	4,703,473	3,281,957
土地	*1 2,810,121	*1 2,810,121
建設仮勘定	16,775	-
その他	239,089	231,831
減価償却累計額	△ 195,271	△ 197,377
その他（純額）	43,818	34,454
有形固定資産合計	10,665,403	9,176,223
無形固定資産	16,501	10,536
投資その他の資産		
投資有価証券	64,696	80,544
長期貸付金	2,256	4,993
破産更生債権等	9,530	8,531
繰延税金資産	11,323	14,498
敷金及び保証金	496,725	497,315
その他	109,103	121,220
貸倒引当金	△ 8,931	△ 8,931
投資その他の資産合計	684,704	718,171
固定資産合計	11,366,609	9,904,931
資産合計	18,798,432	15,181,377

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	647,713	435,024
短期借入金	-	*1 300,000
1年内償還予定の社債	*1 165,000	-
1年内返済予定の長期借入金	*1 1,314,826	*1 2,092,943
未払金	409,193	355,166
未払法人税等	1,911,114	62,472
賞与引当金	74,644	69,931
資産除去債務	-	154,166
その他	284,066	374,393
流動負債合計	4,806,557	3,844,096
固定負債		
社債	*1 970,000	-
長期借入金	*1 5,507,276	*1 5,535,891
繰延税金負債	292,014	285,993
役員報酬BIP信託引当金	62,111	62,111
退職給付に係る負債	262,793	266,130
受入敷金保証金	226,439	227,615
資産除去債務	564,749	351,022
その他	2,571	2,571
固定負債合計	7,887,956	6,731,336
負債合計	12,694,514	10,575,433
純資産の部		
株主資本		
資本金	221,000	221,000
資本剰余金	114,514	114,514
利益剰余金	6,522,886	4,964,382
自己株式	△ 1,404,225	△ 1,404,225
株主資本合計	5,454,175	3,895,670
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,814	23,225
その他の包括利益累計額合計	11,814	23,225
非支配株主持分	637,927	687,047
純資産合計	6,103,918	4,605,943
負債純資産合計	18,798,432	15,181,377

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
売上高	7,755,647	7,211,868
売上原価	*1 8,882,887	*1 7,765,647
売上総損失(△)	△ 1,127,239	△ 553,779
販売費及び一般管理費		
役員報酬	75,800	71,100
給料及び手当	494,936	505,611
賞与引当金繰入額	29,656	29,143
退職給付費用	11,356	11,104
法定福利費	100,276	101,388
保管費	282,980	189,183
運賃及び荷造費	320,806	343,938
旅費及び交通費	48,923	34,772
減価償却費	69,525	76,015
支払手数料	227,734	258,891
その他	505,571	361,104
販売費及び一般管理費合計	*2 2,167,567	*2 1,982,255
営業損失(△)	△ 3,294,807	△ 2,536,034
営業外収益		
受取利息	43	62
受取配当金	3,014	2,532
受取手数料	1,514	-
受取家賃	3,982	2,801
受取保険金	48,698	60,824
助成金収入	162,475	279,391
貸倒引当金戻入額	2,087	102
その他	11,443	9,660
営業外収益合計	233,259	355,375
営業外費用		
支払利息	102,781	67,833
社債利息	4,533	530
支払手数料	160,615	54,327
その他	13,380	7,486
営業外費用合計	281,310	130,178
経常損失(△)	△ 3,342,859	△ 2,310,837

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
特別利益		
固定資産売却益	*3 6, 085, 997	*3 5, 882
特別利益合計	6, 085, 997	5, 882
特別損失		
操業休止関連費用	-	179, 119
固定資産除却損	*4 14, 405	*4 24, 399
減損損失	*5 248, 019	-
特別損失合計	262, 425	203, 518
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	2, 480, 713	△ 2, 508, 473
法人税、住民税及び事業税	1, 862, 948	97, 162
法人税等調整額	△ 1, 086, 964	△ 14, 231
法人税等還付税額	-	△ 1, 077, 128
過年度法人税等	-	△ 9, 791
法人税等合計	775, 983	△ 1, 003, 988
当期純利益又は当期純損失(△)	1, 704, 729	△ 1, 504, 484
非支配株主に帰属する当期純利益	37, 641	54, 020
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	1, 667, 087	△ 1, 558, 504

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	1, 704, 729	△ 1, 504, 484
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1, 822	11, 410
その他の包括利益合計	*1 1, 822	*1 11, 410
包括利益	1, 706, 552	△ 1, 493, 074
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1, 668, 910	△ 1, 547, 094
非支配株主に係る包括利益	37, 641	54, 020

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	221,000	114,514	4,882,537	△ 1,450,805	3,767,246
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	△ 26,738	-	△ 26,738
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	-	-	1,667,087	-	1,667,087
自己株式の処分	-	-	-	46,579	46,579
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	1,640,349	46,579	1,686,928
当期末残高	221,000	114,514	6,522,886	△ 1,404,225	5,454,175

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	9,992	9,992	605,186	4,382,425
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	△ 26,738
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	-	-	-	1,667,087
自己株式の処分	-	-	-	46,579
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,822	1,822	32,741	34,564
当期変動額合計	1,822	1,822	32,741	1,721,492
当期末残高	11,814	11,814	637,927	6,103,918

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	221,000	114,514	6,522,886	△ 1,404,225	5,454,175
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	-	-	△ 1,558,504	-	△ 1,558,504
自己株式の処分	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	△ 1,558,504	-	△ 1,558,504
当期末残高	221,000	114,514	4,964,382	△ 1,404,225	3,895,670

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11,814	11,814	637,927	6,103,918
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	-	-	-	△ 1,558,504
自己株式の処分	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	11,410	11,410	49,120	60,530
当期変動額合計	11,410	11,410	49,120	△ 1,497,974
当期末残高	23,225	23,225	687,047	4,605,943

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	2,480,713	△ 2,508,473
減価償却費	3,071,305	1,946,109
減損損失	248,019	-
賞与引当金の増減額(△は減少)	6,568	△ 4,712
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	5,872	3,336
受取利息及び受取配当金	△ 3,057	△ 2,594
支払利息	107,315	68,363
受取保険金	△ 48,698	△ 60,824
支払手数料	160,615	54,327
助成金収入	△ 162,475	△ 279,391
固定資産売却損益(△は益)	△ 6,085,997	△ 5,882
固定資産除却損	14,405	24,399
売上債権の増減額(△は増加)	△ 619,148	△ 24,173
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 734,585	952,361
仕入債務の増減額(△は減少)	△ 208,894	△ 212,689
その他	△ 242,324	△ 246,450
小計	△ 2,010,366	△ 296,295
利息及び配当金の受取額	2,516	2,594
利息の支払額	△ 110,852	△ 69,159
法人税等の還付額	-	10,822
助成金の受取額	162,475	279,391
保険金の受取額	48,530	60,824
法人税等の支払額	△ 133,204	△ 1,834,306
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,040,900	△ 1,846,127
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 736,574	△ 469,023
有形固定資産の売却による収入	10,217,106	5,882
無形固定資産の取得による支出	△ 200	-
資産除去債務の履行による支出	-	△ 26,200
その他	△ 215,856	△ 15
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,264,475	△ 489,356
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	300,000
長期借入金の返済による支出	△ 5,607,842	△ 365,969
長期借入れによる収入	300,000	1,126,732
社債の償還による支出	△ 1,470,000	△ 1,140,209
配当金の支払額	△ 26,748	-
非支配株主への配当金の支払額	△ 4,900	△ 4,900
その他	-	△ 1,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,809,490	△ 85,345
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	414,084	△ 2,420,829
現金及び現金同等物の期首残高	3,512,371	3,926,456
現金及び現金同等物の期末残高	*1 3,926,456	*1 1,505,626

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループは、当連結会計年度において営業損失2,536,034千円、経常損失2,310,837千円を計上しており、4期連続して営業損失及び経常損失を計上しております。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、新型コロナウイルス感染の影響が不透明な状況下ではありますが、以下のとおり対応を進めてまいります。

- 1) 置床用P Bの販売をさらに推進させるとともに、構造用P B「壁武者」及びフロー用P B等、他の市場へ参入し売上増をめざすべく営業と開発を増員し活動を強化しております。
- 2) 更なる製造技術開発により、製造経費の削減を行ってまいります。

これらの当社独自の対応策を実施することに加えて、各種取引先との緊密な連携関係を高め、必要に応じた協力体制を築くことによりキャッシュフローの改善と財務体質の強化を図り当該状況の解消、改善に努めます。また、一部借入金につきましては財務制限条項がございますが、すべての関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ており、引き続き当該金融機関と緊密な関係を維持し、継続的な支援をいただけるよう定期的に協議を行ってまいります。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の強化に取り組みますが、これらの改善策ならびに対応策は実施中であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループの連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映していません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

4社

連結子会社の名称

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

T B 関西物流株式会社

横浜エコロジー株式会社

株式会社カリブ

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社数

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

③ たな卸資産

商品及び製品

商品は先入先出法による原価法、製品は総平均法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

総平均法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法
（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～60年
機械装置及び運搬具	2～17年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員報酬BP信託引当金

役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、内規に基づき、役員に割り当てられるポイント見込み数に応じた当連結会計年度末における給付見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、適用要件を満たすため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- イ ヘッジ手段・・・金利スワップ
- ロ ヘッジ対象・・・借入金の利息

③ ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約毎に金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の適用要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(佐倉工場の固定資産)

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
佐倉工場に属する有形固定資産及び無形固定資産	6, 557, 716

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産の減損会計において、管理会計上の区分を基礎とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っております。

佐倉工場においては営業損益が継続的にマイナスとなっていることから、佐倉工場の資産は当連結会計年度末において減損の兆候があります。減損損失計上の要否の検討にあたり、将来の佐倉工場における収益及び費用の予測等を主要な仮定として同工場の割引前将来キャッシュ・フローを見積った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失は認識しておりません。

実際の業績が当該見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結貸借対照表において、佐倉工場の固定資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで独立掲記しておりました「資金調達費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、前連結会計年度より、「営業外費用」の「支払手数料」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「資金調達費用」1,000千円、「支払手数料」159,615千円は「支払手数料」160,615千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度まで独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「資金調達費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「支払手数料」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「資金調達費用」1,000千円、「支払手数料」159,615千円は「支払手数料」160,615千円として組み替えております。

(追加情報)

(役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、取締役の中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度として「役員報酬BIP信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

当該信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度121,762千円及び81,968株、当連結会計年度121,762千円及び81,968株であります。

(新型コロナウイルス感染拡大にかかる会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの感染拡大については、今後の広がりや収束時期など不確実性が高い事象であることから、当社グループは減損会計などの検討において、2022年3月期の一定期間、当該感染拡大の影響が当社グループの業績に影響を及ぼすとの仮定を置き、会計上の見積りを行っております。

(財務制限条項)

(1) 1年内返済予定の長期借入金のうち242,900千円及び長期借入金のうち557,100千円には、下記の財務制限条項が付されております。

① 2020年3月期以降に終了する当社の各年度の決算期に係る当社の連結損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。

(2) 1年内返済予定の長期借入金のうち573,666千円及び長期借入金のうち1,496,587千円には、下記の財務制限条項が付されております。

① 2020年3月期以降に終了する各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持すること。

② 2020年3月期以降に終了する当社の各年度の決算期に係る当社の連結損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。

(3) 1年内返済予定の長期借入金のうち150,000千円及び長期借入金のうち866,732千円には、下記の財務制限条

項が付されております。

- ①2020年3月期以降に終了する各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持すること。
- ②2020年3月に終了する決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額が2019年3月に終了する決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額未満とならないこと。
- ③2021年3月に終了する決算期またはそれ以降に終了する各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ④2020年3月に終了する決算期に係る連結損益計算書上の経常損益及び2021年3月に終了する決算期に係る連結損益計算書上の経常損益がいずれも損失にならないこと。
- ⑤2017年3月に終了する決算期またはそれ以降に終了する各年度の決算期において、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載され、以下の計算式で算出される値を0以下としないこと。

(計算式)

営業活動によるキャッシュ・フロー + 投資活動によるキャッシュ・フロー + 財務活動に関するキャッシュ・フロー + (期首現預金残高 - (売上高 ÷ 12))

なお、当連結会計年度末において上記の財務制限条項に抵触しておりますが、すべての関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

引き続き当該金融機関と緊密な関係を維持し、継続的な支援をしていただけるよう定期的に協議を行ってまいります。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりです。

前連結会計年度(2020年3月31日)

担保資産	連結貸借対照表計上額	(工場財団抵当)
土地	2,511,093 千円	(249,831 千円)
建物及び構築物	2,342,986	(2,216,467)
機械装置及び運搬具	4,227,597	(4,227,597)
計	9,081,677	(6,693,897)

担保付債務	総額	(工場財団担保設定)
社債(1年内償還予定の社債を含む)	1,135,000 千円	(1,135,000 千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	6,822,102	(6,230,716)
計	7,957,102	(7,365,716)

(注) 1. 担保資産のうち()内書は、工場財団抵当によるものを示しております。

2. 担保付債務のうち()内書は、工場財団による担保設定分を示しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

担保資産	連結貸借対照表計上額	(工場財団抵当)
土地	2,511,093 千円	(249,831 千円)
建物及び構築物	2,244,180	(2,123,340)
機械装置及び運搬具	2,904,456	(2,904,456)
計	7,659,730	(5,277,628)

担保付債務	総額	(工場財団担保設定)
短期借入金	300,000 千円	(300,000 千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	7,628,835	(7,057,449)
計	7,928,835	(7,357,449)

(注) 1. 担保資産のうち()内書は、工場財団抵当によるものを示しております。

2. 担保付債務のうち()内書は、工場財団による担保設定分を示しております。

※ 2 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
機械装置及び運搬具	19,000 千円	19,000 千円

※ 3 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
受取手形割引高	100,000 千円	- 千円
受取手形裏書譲渡高	331,674	198,713

(連結損益計算書関係)

※ 1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
891,206 千円	△ 1,264,041 千円

※ 2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
一般管理費	11,744 千円	17,622 千円

※ 3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
土地	6,076,856 千円	- 千円
建物及び構築物	5,221	-
機械装置及び運搬具	3,919	5,650
その他	-	232
計	6,085,997	5,882

※ 4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
建物及び構築物	1,044 千円	- 千円
機械装置及び運搬具	5,557	7,911
撤去費用	-	16,488
その他	7,803	0
計	14,405	24,399

※ 5 減損損失

前連結会計年度(自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額(千円)
リサイクル工場 (東京都江東区)	廃木材ヤード	建物及び構築物	246,124
		機械装置及び運搬具	926
		その他	968

資産のグルーピング

当社グループは、管理会計上の区分を基礎とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングを行っております。

② 減損損失の認識に至った経緯

収益の低下している固定資産に減損の兆候が認められることから、回収可能性を検討した結果、当該固定資産につき回収可能価額まで減額しております。

③ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額に基づいて算定しております。売却や他の転用が困難な資産については零としております。回収可能価額を正味売却価額により測定する場合は、主として不動産鑑定評価またはそれに準ずる方法により算定しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	2,626	19,944
組替調整額	-	△ 3,497
税効果調整前	2,626	16,446
税効果額	△ 804	△ 5,035
その他有価証券評価差額金	1,822	11,410
その他の包括利益合計	1,822	11,410

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	3,660,369	-	-	3,660,369

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	1,097,978	-	29,518	1,068,460

(注) 1. 役員報酬BIP信託口が所有する当社株式(当連結会計年度期首111,486株、当連結会計年度末81,968株)を含めて記載しております。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少29,518株は、BIP信託から受益者への交付によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	26,738	10.00	2019年3月31日	2019年6月24日

(注) 2019年6月21日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が所有する当社株式(自己株式)111,486株に対する配当金1,114千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	3, 660, 369	-	-	3, 660, 369

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	1, 068, 460	-	-	1, 068, 460

（注）役員報酬ⅢP信託口が所有する当社株式（当連結会計年度期首81,968株、当連結会計年度末81,968株）を含めて記載しております。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※ 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	3, 926, 456 千円	1, 505, 626 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	3, 926, 456	1, 505, 626

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、木材環境ソリューション事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主として銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、長期借入金の金利水準の変動によるリスクをヘッジするため、金利スワップ取引を利用する方針であり、投機目的では利用しない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主として設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長13年であります。また、借入金のうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されており、営業債務及び借入金は流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、各部門における営業担当者が主要な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金の金利水準の変動によるリスクをヘッジするため、ヘッジ手段を金利スワップ、ヘッジ対象を借入金の利息とする金利スワップ取引を行う方針としております。

デリバティブ取引の運用・管理については、決裁権限規程に従い承認を受け、リスクヘッジ目的の取引に限定して行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：千円)			
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,926,456	3,926,456	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,643,114	1,643,114	-
資産計	5,569,570	5,569,570	-
(1) 支払手形及び買掛金	647,713	647,713	-
(2) 未払金	409,193	409,193	-
(3) 社債	1,135,000	1,117,868	△ 17,131
(4) 長期借入金	6,822,102	6,738,024	△ 84,078
負債計	9,014,009	8,912,798	△ 101,210
デリバティブ取引	-	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：千円)			
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,505,626	1,505,626	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,667,287	1,667,287	-
資産計	3,172,914	3,172,914	-
(1) 支払手形及び買掛金	435,024	435,024	-
(2) 未払金	355,166	355,166	-
(3) 短期借入金	300,000	300,000	-
(4) 長期借入金	7,628,835	7,619,300	△ 9,534
負債計	8,719,025	8,709,490	△ 9,534

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、並びに(3) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,926,456	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,643,114	-	-	-
合計	5,569,570	-	-	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,505,626	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,667,287	-	-	-
合計	3,172,914	-	-	-

(注3) 社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000	310,000
長期借入金	1,314,826	1,349,526	1,349,526	1,125,944	553,050	1,129,227
合計	1,479,826	1,514,526	1,514,526	1,290,944	718,050	1,439,227

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,092,943	1,550,702	1,408,052	1,008,421	563,722	1,004,993
合計	2,092,943	1,550,702	1,408,052	1,008,421	563,722	1,004,993

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	300,000	250,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません

(退職給付関係)

前連結会計年度(2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	256,921 千円
退職給付費用	24,754
退職給付の支払額	△ 18,881
退職給付に係る負債の期末残高	262,793

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	24,754 千円
----------------	-----------

当連結会計年度(2021年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	262,793 千円
退職給付費用	28,340
退職給付の支払額	△ 25,003
退職給付に係る負債の期末残高	266,130

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	28,340千円
----------------	----------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注) 2	- 千円	266,530 千円
退職給付に係る負債	80,467	81,489
賞与引当金	26,832	25,084
役員報酬BIP信託引当金	19,018	19,018
貸倒引当金繰入超過額	2,734	2,734
減損損失	95,517	66,164
たな卸資産評価損	543,281	156,232
資産除去債務	174,806	156,593
未払事業税	96,640	4,813
その他	4,737	4,658
繰延税金資産小計	1,044,037	783,319
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	-	△ 266,530
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,014,622	△ 483,531
評価性引当額小計(注) 1	△ 1,014,622	△ 750,061
繰延税金資産合計	29,414	33,257
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	△ 122,846 千円	△ 126,799 千円
特別償却準備金	△ 33,579	△ 23,736
譲渡損益調整勘定	△ 86,321	△ 86,321
その他有価証券評価差額金	△ 5,214	△ 10,250
資産除去債務に対応する除去費用	△ 60,117	△ 55,813
その他	△ 2,026	△ 1,830
繰延税金負債合計	△ 310,105	△ 304,752
繰延税金資産又は繰延税金負債(△)の純額	△ 280,690	△ 271,494

(注) 1. 評価性引当額が264,560千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が266,530千円増加した一方で、たな卸資産評価損に係る評価性引当額が387,049千円、未払事業税に係る評価性引当額が91,827千円減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※)	-	-	-	-	-	266,530	266,530
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 266,530	△ 266,530
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

※ 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度（2020年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当連結会計年度（2021年3月31日）

税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

工場等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を耐用年数に応じて3年～39年と見積り、割引率は Δ 0.17～2.31%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	450,398 千円	564,749 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	112,573	-
時の経過による調整額	1,778	1,638
資産除去債務の履行による減少額	-	Δ 61,200
期末残高	564,749	505,188

(賃貸等不動産関係)

当社グループは、東京都内において賃貸用の不動産（賃貸商業施設）を有しておりますが、当連結会計年度においては、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しくなったため、記載を省略しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は24,990千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上）であります。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
連結貸借対照表計上額	548,538
期中増減額	Δ 244,879
期末残高	303,659
期末時価	303,659

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち主な減少額は、固定資産売却による減少（232,113千円）であります。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。また直近の不動産鑑定評価を行った時から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、一部の建物等の償却性資産については、適正な帳簿価額をもって時価とみなしております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当社グループは、従来「木材環境ソリューション事業」と「ファシリティ事業」に区分しておりましたが、当連結会計年度より、「木材環境ソリューション事業」の単一セグメントとしています。

この変更は、「ファシリティ事業」の売上高、利益及び資産の重要性が乏しくなったこと、また、当社グループの事業展開、経営資源の配分、経営管理体制等の実態を踏まえ、報告セグメントを再考した結果、報告セグメントは単一セグメントとするのが適切であると判断したことによるものであります。

この変更により、当社グループの報告セグメントは単一セグメントとなることから、前連結会計年度及び当連結会計年度のセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	パーティクルボード	廃棄物の 収集運搬及び処理	その他	合計
外部顧客への売上高	4,728,552	1,817,036	1,210,058	7,755,647

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	売上高	関連するセグメント名
SMB建材株式会社	2,023,594	木材環境ソリューション事業
伊藤忠建材株式会社	1,134,986	木材環境ソリューション事業
双日建材株式会社	821,472	木材環境ソリューション事業

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	パーティクルボード	廃棄物の 収集運搬及び処理	その他	合計
外部顧客への売上高	4,518,444	1,651,682	1,041,741	7,211,868

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	売上高	関連するセグメント名
S M B 建材株式会社	1, 514, 322	木材環境ソリューション事業
伊藤忠建材株式会社	1, 025, 014	木材環境ソリューション事業
双日建材株式会社	698, 428	木材環境ソリューション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループの報告セグメントは、木材環境ソリューション事業の単一セグメントのため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	2, 108. 87 円	1, 511. 97 円
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株 当たり当期純損失金額 (△)	644. 81 円	△ 601. 30 円

(注) 1 . 当連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。なお、前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 . 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度88, 501株及び当連結会計年度81, 968株であり、1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度81, 968株及び当連結会計年度81, 968株であります。

3 . 1 株当たり当期純利益額又は1株当たり当期純損失額 (△) の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失 (△) (千円)	1, 667, 087	△ 1, 558, 504
普通株主に帰属しない金額 (千 円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属 する当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	1, 667, 087	△ 1, 558, 504
普通株式の期中平均株式数(株)	2, 585, 376	2, 591, 909

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
東京ボード工業㈱	第4回無担保社債	2016年 9月20日	1,025,000 (150,000)	- (-)	固定0.18%	有	2026年 9月20日
東京ボード工業㈱	第5回無担保変動 利付社債	2017年 12月29日	110,000 (15,000)	- (-)	6ヶ月TIBOR	有	2026年 12月30日
合計	—	—	1,135,000 (165,000)	- (-)	—	—	—

(注) 1. 当期末残高の()書きは内書きで、1年以内に償還予定の社債であります。

2. 当連結会計年度において、第4回無担保社債及び第5回無担保変動利付社債を2020年6月に期限前償還しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	300,000	0.8	—
1年以内に返済予定の長期借入金	1,314,826	2,092,943	0.9	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	5,507,276	5,535,891	0.9	2022年～2034年
合計	6,822,102	7,928,835	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,550,702	1,408,052	1,008,421	563,722

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,684,338	3,470,288	5,428,803	7,211,868
税金等調整前当期純損失又は税金等調整前四半期純損失(△) (千円)	△ 754,448	△ 1,472,269	△ 2,118,703	△ 2,508,473
親会社株主に帰属する当期純損失又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△) (千円)	△ 787,302	△ 1,524,425	△ 1,286,181	△ 1,558,504
1株当たり当期純損失又は1株当たり四半期純損失(△) (円)	△ 303.75	△ 588.15	△ 496.23	△ 601.30
(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△) (円)	△ 303.75	△ 284.39	91.92	△ 105.07

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,311,592	636,518
受取手形	*4 800,039	*4 851,076
売掛金	745,137	732,869
商品及び製品	1,353,802	357,109
仕掛品	46,165	63,540
原材料及び貯蔵品	361,643	386,064
前払費用	56,095	79,925
未収入金	14,892	115,086
未収還付法人税等	-	1,077,128
その他	7,817	8,781
流動資産合計	6,697,186	4,308,100
固定資産		
有形固定資産		
建物	*2 2,569,088	*2 2,470,700
構築物	*2 333,738	*2 397,758
機械及び装置	*2, *3 4,427,082	*2, *3 3,047,143
車両運搬具	71,915	41,131
工具、器具及び備品	33,123	26,863
土地	*2 2,792,033	*2 2,792,033
建設仮勘定	16,775	-
有形固定資産合計	10,243,757	8,775,630
無形固定資産		
ソフトウェア	9,444	5,043
その他	5,702	5,242
無形固定資産合計	15,146	10,285
投資その他の資産		
投資有価証券	64,696	80,544
関係会社株式	69,056	69,056
出資金	31,389	31,389
長期貸付金	2,256	4,993
破産更生債権等	8,531	8,531
長期前払費用	12,902	12,752
敷金及び保証金	406,721	407,325
その他	63,372	63,423
貸倒引当金	△ 8,931	△ 8,931
投資その他の資産合計	649,995	669,084
固定資産合計	10,908,899	9,455,000
資産合計	17,606,086	13,763,100

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	259,490	167,643
買掛金	254,377	186,675
短期借入金	600,000	*2 300,000
1年内償還予定の社債	*2 165,000	-
1年内返済予定の長期借入金	*2 1,294,826	*2 2,672,943
未払金	854,774	716,974
未払費用	48,668	44,634
未払法人税等	1,883,892	1,401
前受金	16,786	16,645
賞与引当金	56,753	49,608
資産除去債務	-	154,166
その他	92,142	180,914
流動負債合計	5,526,713	4,491,608
固定負債		
社債	*2 970,000	-
長期借入金	*2 5,247,276	*2 5,295,891
繰延税金負債	289,988	283,625
退職給付引当金	262,793	266,130
役員報酬引当金	62,111	62,111
受入敷金保証金	111,624	111,300
資産除去債務	509,507	294,585
固定負債合計	7,453,300	6,313,645
負債合計	12,980,014	10,805,253
純資産の部		
株主資本		
資本金	221,000	221,000
資本剰余金		
資本準備金	19,956	19,956
その他資本剰余金	94,558	94,558
資本剰余金合計	114,514	114,514
利益剰余金		
利益準備金	55,988	55,988
その他利益剰余金		
特別償却積立金	52,422	35,259
別途積立金	1,800,000	1,800,000
繰越利益剰余金	3,774,557	2,112,085
利益剰余金合計	5,682,968	4,003,333
自己株式	△ 1,404,225	△ 1,404,225
株主資本合計	4,614,256	2,934,621
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,814	23,225
評価・換算差額等合計	11,814	23,225
純資産合計	4,626,071	2,957,847
負債純資産合計	17,606,086	13,763,100

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	6,389,813	5,942,600
売上原価	7,733,034	6,730,105
売上総損失(△)	△ 1,343,220	△ 787,505
販売費及び一般管理費		
役員報酬	40,900	37,400
給料及び手当	268,289	267,167
賞与引当金繰入額	19,521	18,538
退職給付費用	10,776	10,415
法定福利費	54,306	53,118
保管費	288,894	196,211
運賃及び荷造費	943,466	949,188
減価償却費	30,998	34,632
支払手数料	214,479	244,674
その他	380,047	215,394
販売費及び一般管理費合計	2,251,678	2,026,740
営業損失(△)	△ 3,594,899	△ 2,814,246
営業外収益		
受取利息	32	54
受取配当金	15,014	14,529
受取手数料	55,178	53,664
受取保険金	48,698	34,687
助成金収入	162,475	259,453
その他	14,091	11,955
営業外収益合計	295,490	374,345
営業外費用		
支払利息	103,114	72,212
社債利息	4,533	530
支払手数料	160,615	54,327
その他	13,322	6,544
営業外費用合計	281,585	133,615
経常損失(△)	△ 3,580,994	△ 2,573,516
特別利益		
固定資産売却益	*2 6,365,672	*2 721
特別利益合計	6,365,672	721
特別損失		
操業休止関連費用	-	179,119
固定資産除却損	*3 13,252	*3 24,399
減損損失	*4 248,019	-
特別損失合計	261,271	203,518
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	2,523,405	△ 2,776,313
法人税、住民税及び事業税	1,788,795	1,640
法人税等調整額	△ 1,095,507	△ 11,398
法人税等還付税額	-	△ 1,077,128
過年度法人税等	-	△ 9,791
法人税等合計	693,288	△ 1,096,678
当期純利益又は当期純損失(△)	1,830,117	△ 1,679,635

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費		2,248,972	28.1	1,281,305	22.2
II 労務費		821,543	10.3	793,273	13.7
III 経費	※ 1	4,924,413	61.6	3,704,418	64.1
当期総製造費用		7,994,929	100.0	5,778,998	100.0
期首仕掛品たな卸高		91,423		46,165	
合計		8,086,352		5,825,163	
他勘定振替高	※ 2	-		179,119	
期末仕掛品たな卸高		46,165		63,540	
当期製品製造原価		8,040,186		5,582,503	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

(注) ※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
減価償却費	2,858,146	1,752,352
地代家賃	153,662	366,236
電力料	487,743	317,480

※ 2 他勘定振替高は、特別損失へ振り替えたものであります。

(表示方法の変更)

当事業年度より「木材環境ソリューション事業」の単一セグメントに変更したことにより、財務諸表等規則第75条（売上原価の表示方法）第2項に定められた連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報を省略しているため、製造原価明細書を記載しております。また、この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度を記載しております。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産 圧縮積立金	特別償却 積立金
当期首残高	221,000	19,956	94,558	114,514	55,988	652	69,874
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益又は当期 純損失(△)	-	-	-	-	-	-	-
圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	△ 652	-
特別償却積立金の取 崩	-	-	-	-	-	-	△ 17,451
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△ 652	△ 17,451
当期末残高	221,000	19,956	94,558	114,514	55,988	-	52,422

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計					
	別途積立金	繰越利益 剰余金						
当期首残高	1, 800, 000	1, 953, 075	3, 879, 590	△ 1, 450, 805	2, 764, 299	9, 992	9, 992	2, 774, 291
当期変動額								
剰余金の配当	-	△ 26, 738	△ 26, 738	-	△ 26, 738	-	-	△ 26, 738
当期純利益又は当期 純損失（△）	-	1, 830, 117	1, 830, 117	-	1, 830, 117	-	-	1, 830, 117
圧縮積立金の取崩	-	652	-	-	-	-	-	-
特別償却積立金の取 崩	-	17, 451	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	46, 579	46, 579	-	-	46, 579
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	-	-	-	-	-	1, 822	1, 822	1, 822
当期変動額合計	-	1, 821, 482	1, 803, 378	46, 579	1, 849, 957	1, 822	1, 822	1, 851, 780
当期末残高	1, 800, 000	3, 774, 557	5, 682, 968	△ 1, 404, 225	4, 614, 256	11, 814	11, 814	4, 626, 071

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産 圧縮積立金	特別償却 積立金
当期首残高	221,000	19,956	94,558	114,514	55,988	-	52,422
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益又は当期 純損失(△)	-	-	-	-	-	-	-
圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	-
特別償却積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	△ 17,163
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△ 17,163
当期末残高	221,000	19,956	94,558	114,514	55,988	-	35,259

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計					
	別途積立金	繰越利益 剰余金						
当期首残高	1, 800, 000	3, 774, 557	5, 682, 968	△ 1, 404, 225	4, 614, 256	11, 814	11, 814	4, 626, 071
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益又は当期 純損失（△）	-	△ 1, 679, 635	△ 1, 679, 635	-	△ 1, 679, 635	-	-	△ 1, 679, 635
圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	-
特別償却積立金の取崩	-	17, 163	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	11, 410	11, 410	11, 410
当期変動額合計	-	△ 1, 662, 472	△ 1, 679, 635	-	△ 1, 679, 635	11, 410	11, 410	△ 1, 668, 224
当期末残高	1, 800, 000	2, 112, 085	4, 003, 333	△ 1, 404, 225	2, 934, 621	23, 225	23, 225	2, 957, 847

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社は、当事業年度において営業損失2,814,246千円、経常損失2,573,516千円を計上しており、4期連続して営業損失及び経常損失を計上しております。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく、新型コロナウイルス感染の影響が不透明な状況下ではありますが、以下のとおり対応を進めてまいります。

- 1) 置床用PBの販売をさらに推進させるとともに、構造用PB「壁武者」及びフロー用PB等、他の市場へ参入し売上増をめざすべく営業と開発を増員し活動を強化しております。
- 2) 更なる製造技術開発により、製造経費の削減を行ってまいります。

これらの当社独自の対応策を実施することに加えて、各種取引先との緊密な連携関係を高め、必要に応じた協力体制を築くことによりキャッシュフローの改善と財務体質の強化を図り当該状況の解消、改善に努めます。また、一部借入金につきましては財務制限条項がございますが、すべての関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ており、引き続き当該金融機関と緊密な関係を維持し、継続的な支援をいただけるよう定期的に協議を行ってまいります。

今後も上記施策を推進し、収益力の向上と財務体質の強化に取り組みますが、これらの改善策ならびに対応策は実施中であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していません。

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(3) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品 商品は先入先出法による原価法、製品は総平均法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 仕掛品 総平均法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 原材料、貯蔵品 先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～39年
構築物	7～60年
機械及び装置	2～8年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。なお、期末要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(4) 役員報酬引当金

役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、内規に基づき、役員に割り当てられるポイント見込み数に応じた当事業年度末における給付見込額を計上しております。

5 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、適用要件を満たすため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

イ ヘッジ手段・・・金利スワップ

ロ ヘッジ対象・・・借入金の利息

③ ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約毎に金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の適用要件を満たしており有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(佐倉工場の固定資産)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
佐倉工場に属する有形固定資産及び無形固定資産	6, 557, 716

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損会計において、管理会計上の区分を基礎とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングを行っております。

佐倉工場においては営業損益が継続的にマイナスとなっていることから、佐倉工場の資産は当事業年度末において減損の兆候があります。減損損失計上の要否の検討にあたり、将来の佐倉工場における収益及び費用の予測等を主要な仮定として同工場の割引前将来キャッシュ・フローを見積った結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回ったため、減損損失は認識しておりません。

実際の業績が当該見積りと異なった場合、翌事業年度の貸借対照表において、佐倉工場の固定資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(損益計算書)

前事業年度まで独立掲記しておりました「資金調達費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「営業外費用」の「支払手数料」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度において、「資金調達費用」1,000千円、「支払手数料」159,615千円は「支払手数料」160,615千円として組み替えております。

(追加情報)

(役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、取締役の中長期に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度として「役員報酬BIP信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

当該信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前事業年度121,762千円及び81,968株、当事業年度121,762千円及び81,968株であります

(新型コロナウイルス感染拡大にかかる会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの感染拡大については、今後の広がりや収束時期など不確実性が高い事象であることから、当社は減損会計などの検討において、2022年3月期の一定期間、当該感染拡大の影響が当社の業績に影響を及ぼすとの仮定を置き、会計上の見積りを行っております。

(財務制限条項)

(1) 1年内返済予定の長期借入金のうち242,900千円及び長期借入金のうち557,100千円には、下記の財務制限条項が付されております。

① 2020年3月期以降に終了する当社の各年度の決算期に係る当社の連結損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。

(2) 1年内返済予定の長期借入金のうち573,666千円及び長期借入金のうち1,496,587千円には、下記の財務制限条項が付されております。

① 2020年3月期以降に終了する各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額

を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持すること。

- ②2020年3月期以降に終了する当社の各年度の決算期に係る当社の連結損益計算書上の経常損益に関して、2期連続して経常損失を計上しないこと。

(3) 1年内返済予定の長期借入金のうち150,000千円及び長期借入金のうち866,732千円には、下記の財務制限条項が付されております。

- ①2020年3月期以降に終了する各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上に維持すること。
- ②2020年3月に終了する決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額が2019年3月に終了する決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額未満とならないこと。
- ③2021年3月に終了する決算期またはそれ以降に終了する各年度の決算期に係る連結損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ④2020年3月に終了する決算期に係る連結損益計算書上の経常損益及び2021年3月に終了する決算期に係る連結損益計算書上の経常損益がいずれも損失にならないこと。
- ⑤2017年3月に終了する決算期またはそれ以降に終了する各年度の決算期において、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載され、以下の計算式で算出される値を0以下としないこと。

(計算式)

営業活動によるキャッシュ・フロー + 投資活動によるキャッシュ・フロー + 財務活動に関するキャッシュ・フロー + (期首現預金残高 - (売上高 ÷ 12))

なお、当事業年度末において上記の財務制限条項に抵触しておりますが、すべての関係金融機関と財務状態及び資金計画等の協議を行った結果、期限の利益喪失の権利行使をしない旨の同意を得ております。

引き続き当該金融機関と緊密な関係を維持し、継続的な支援をしていただけるよう定期的に協議を行ってまいります。

(貸借対照表関係)

※ 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	9,785 千円	2,536 千円
短期金銭債務	1,122,677	1,014,665
長期金銭債務	111,300	111,300

※ 2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

担保資産	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
土地	2,493,005 千円	2,493,005 千円
建物	2,035,253	1,937,891
構築物	307,733	306,289
機械及び装置	4,227,597	2,904,456
計	9,063,589	7,641,642

担保付債務	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期借入金	-	300,000 千円
社債(1年内償還予定の社債含む)	1,135,000 千円	-
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	6,542,102	7,368,835
計	7,677,102	7,668,835

※ 3 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
機械及び装置	19,000 千円	19,000 千円

※ 4 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
受取手形割引高	100,000 千円	- 千円
受取手形裏書譲渡高	331,674	198,713

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引		
売上高	184,829 千円	184,285 千円
仕入高	286,201	307,713
販売費及び一般管理費	871,236	842,586
営業取引以外の取引	349,920	71,637

※ 2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
土地	6,359,350 千円	- 千円
建物	5,221	-
車両運搬具	1,099	489
その他	-	232
計	6,365,672	721

※ 3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	38 千円	- 千円
機械及び装置	5,410	7,911
車両運搬具	0	-
工具、器具及び備品	0	0
ソフトウェア	7,803	-
撤去費用	-	16,488
計	13,252	24,399

※ 4 減損損失

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額(千円)
リサイクル工場 (東京都江東区)	廃木材ヤード	建物	122,829
		構築物	123,295
		機械及び装置	926
		工具、器具及び備品	968

① 資産のグルーピング

当社は、管理会計上の区分を基礎として、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングを行っております。

② 減損損失の認識に至った経緯

収益の低下している固定資産に減損の兆候が認められることから、回収可能性を検討した結果、当該固定資産につき回収可能価額まで減額しております。

③ 回収可能価額の算出方法

回収可能価額は、正味売却価額に基づいて算定しております。売却や他の転用が困難な資産については零としております。回収可能価額を正味売却価額により測定する場合は、主として不動産鑑定評価またはそれに準ずる方法により算定しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	(単位：千円)	
	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	69,056	69,056
計	69,056	69,056

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	- 千円	266,530 千円
退職給付引当金	80,467	81,489
賞与引当金	19,838	17,305
役員報酬BI P信託引当金	19,018	19,018
未払事業税	95,523	178
貸倒引当金繰入超過額	2,734	2,734
減損損失	95,517	66,164
たな卸資産評価損	543,281	156,232
資産除去債務	156,011	137,407
その他	2,229	3,001
繰延税金資産小計	1,014,622	750,061
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 1,014,622	△ 266,530
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	△ 483,531
評価性引当額小計	△ 1,014,622	△ 750,061
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	△ 122,721	△ 122,721
特別償却準備金	△ 23,105	△ 15,531
土地評価益	△ 86,321	△ 86,321
その他有価証券評価差額金	△ 5,214	△ 10,250
資産除去債務に対応する除去費用	△ 52,624	△ 48,800
繰延税金負債合計	△ 289,988	△ 283,625
繰延税金資産純額又は繰延税金負債(△)の純額	△ 289,988	△ 283,625

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	- %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	-
寄附金等永久に損金に算入されない項目	-	-
住民税均等割	0.1	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.2	-
評価性引当額の増減	△ 2.5	-
更正の請求等による欠損金の減少	-	-
その他	△ 0.6	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.5	-

(注) 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	期首帳簿価額 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	期末帳簿価額 (千円)	減価 償却累計額 (千円)	当期末取得 原価 (千円)
有形固定資産	建物	2,569,088	42,469	- (-)	140,857	2,470,700	2,526,702	4,997,402
	構築物	333,738	101,210	- (-)	37,190	397,758	297,394	695,153
	機械及び装置	4,427,082	185,064	7,911 (-)	1,557,092	3,047,143	13,143,447	16,190,591
	車両運搬具	71,915	15,280	0	46,064	41,131	338,097	379,228
	工具、器具 及び備品	33,123	7,319	317 (-)	13,262	26,863	118,488	145,352
	土地	2,792,033	-	- (-)	-	2,792,033	-	2,792,033
	建設仮勘定	16,775	294,154	310,929	-	-	-	-
	計	10,243,757	645,498	319,158 (-)	1,796,466	8,775,630	16,424,130	25,199,761
無形固定資産	ソフトウェア	9,444	-	-	4,401	5,043	-	-
	その他	5,702	-	-	460	5,242	-	-
	計	15,146	-	-	4,861	10,285	-	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	新木場リサイクリング工場	廃材ヤード増床	35,240千円
構築物	新木場リサイクリング工場	廃材ヤード増床	69,490千円
機械及び装置	佐倉工場	騒音対策設備等	166,365千円

2. 当期減少額の()内は、内書きで減損損失の計上額であります。

3. 建設仮勘定の当期増加額は、主として機械装置の取得であります。また、当期減少額は、該当する各科目への振替であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	8,931	-	-	8,931
賞与引当金	56,753	49,608	56,753	49,608
退職給付引当金	262,793	28,439	25,102	266,130
役員報酬引当金	62,111	-	-	62,111

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.t-b-i.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項に定める請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

2. 特別口座に記録されている単元未満株式の買取りについては、みずほ信託銀行株式会社の全国本支店にて取り扱います。

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第75期(自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日) 2020年 8 月21日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年 8 月21日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第76期第 1 四半期(自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 6 月30日) 2020年 9 月16日関東財務局長に提出。

第76期第 2 四半期(自 2020年 7 月 1 日 至 2020年 9 月30日) 2020年11月13日関東財務局長に提出。

第76期第 3 四半期(自 2020年10月 1 日 至 2020年12月31日) 2021年 2 月15日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書の訂正報告書及びその確認書

第75期第 2 四半期(自 2019年 7 月 1 日 至 2019年 9 月30日) の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書

2020年10月26日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号及び第19号(連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)の規定に基づく臨時報告書

2020年 7 月 6 日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2020年 8 月21日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年 6 月24日

東京ボード工業株式会社
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 勉 □

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 川 和 也 □

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京ボード工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京ボード工業株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において営業損失2,536,034千円、経常損失2,310,837千円を計上しており、4期連続して営業損失及び経常損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当連結会計年度の連結貸借対照表において佐倉工場に属する有形固定資産及び無形固定資産6,557,716千円が計上されており、これは総資産の約43%を占めている。会社は、佐倉工場の営業損益が継続的にマイナスとなっていることから、当連結会計年度末において佐倉工場の資産に減損の兆候が存在すると判断している。 会社は、佐倉工場について減損損失の認識の判定を実施しており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が関連する固定資産の帳簿価格を上回ったことから、当連結会計年度において減損損失を計上していない。割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、主として当該資産グループにおける将来の収益及び費用の予測等である。 固定資産の減損の監査は、割引前将来キャッシュ・フローの算定上、重要な仮定に関する不確実性及び経営者による主観的判断が伴うために複雑であり、職業的専門家としての知識や判断を要することから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項とした。	当監査法人は、佐倉工場の減損損失の認識の判定の妥当性について、主として以下の手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 固定資産の減損会計プロセスにおける内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 (2) 割引前将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 ・ 経済的残存使用年数の見積り期間について、類似する資産の使用年数と比較した。 ・ 割引前将来キャッシュ・フローの見積りに用いられた将来の収益・費用等の仮定について、経営管理者等と協議し、その合理性を検討した。 ・ 特に、割引前将来キャッシュ・フローの見積りの主要なインプットである製品の販売予測について、会社の市場予測及び利用可能な外部データとの比較、過去の販売実績との趨勢分析を実施した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東京ボード工業株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、東京ボード工業株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責

任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年 6 月24日

東京ボード工業株式会社
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 勉 □
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒 川 和 也 □
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東京ボード工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第76期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京ボード工業株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において営業損失2,814,246千円、経常損失2,573,516千円を計上しており、4期連続して営業損失及び経常損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（固定資産の減損）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。